



Aomori Transformation

青森県基本計画

「青森新時代」への架け橋

令和 8 年度

東青の教育

青森県教育庁 東青教育事務所

はじめに

東青教育事務所長 佐藤 真理

東青管内の教育関係者の皆様におかれましては、日頃から管内の学校教育、社会教育・文化・スポーツなど幅広い分野において、一層の充実、発展のために御尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、人口減少やAI等の技術革新の急速な進展により、社会が大きく変化していく中で、将来予測はますます困難となっています。

今の子どもたちは、想像さえできない未来社会において、現時点では存在していない仕事に就いたり、想定されていない課題を解決することなどに向き合っていかなければならないと言われてしています。

このような中、青森県教育委員会では、青森県基本計画、青森県教育施策の大綱、アクションプラン（実施計画）の3つをあわせて、青森県教育振興基本計画と位置付け、子どもをまんなかに見据えた教育を進めています。

そして、その実現のためには、次の3つが重要であると考えます。

- 1 生きる力を育む（自ら考え、判断し、行動するたくましい力）
- 2 郷土を育てる力を育む（ふるさとを知り、愛着と誇りを持つ）
- 3 個性を生かせる力を育む（人を思いやり認めた上で、自己を肯定し自分の才能を生かす）

（青森県教育委員会「教育施策の概要」教育長メッセージ）

東青教育事務所では、子どもたちが予測困難な未来を生き抜いていく力を身に付けるために、学校教育及び社会教育それぞれについて方針と重点を掲げ、実践項目を設定しました。

管内教育関係者の皆様には、この方針と重点、実践項目を踏まえながら、地域や学校の実態に即した各種教育活動を計画・実施していただきたいと思っております。

教育活動の直接の担い手である教員の役割は極めて重要です。教員は、使命感、専門的知識、子どもに対する愛情、多様化する課題に対応する実践的指導力が必要であり、そのためには教職員の余白づくりが大切です。

東青教育事務所では、各種学校訪問をはじめ、各種研修会の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣等、様々な形での支援を一層充実させ、教育環境の充実に取り組んで参ります。

また、社会教育については、学校、家庭、地域が連携し、学習活動を通じて社会が人を育み、人が社会をつくるという好循環を目指し、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進にも努めて参ります。

今後も「教育は人づくり」の視点に立ち、東青の教育の更なる充実を目指して各種事業に取り組んで参りますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

目 次

はじめに	1
○青森県教育施策の方針	4
○学校教育指導の方針と重点	6
○社会教育行政の方針と重点	8
○文化財保護行政の方針と重点	9
○体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	10

教 育 課(学校教育)

○東青教育事務所	
学校教育指導の方針と重点	
〈夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を目指して〉	
I 方 針	12
II 重 点	
1 授業の充実	16
2 道徳教育の充実	18
3 特別活動の充実	20
4 体育・健康教育の充実	22
5 生徒指導の充実	24
6 キャリア教育の充実	26
7 特別支援教育の充実	27
8 環境教育の推進	28
9 国際化に対応する教育の推進	29
10 情報化に対応する教育の推進	30
11 研修の充実	32
○総合的な学習の時間について	34
○学校図書館について	35
○複式教育について	36
○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について	37
○小・中学校「学校訪問」実施要項	39
○電話による教育相談等について	42
○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	44
○特別支援教育巡回相談員制度について	45
○事故、事件、集団かぜ等の報告について(小・中学校用)	49

教 育 課(社会教育)

○東青教育事務所

社会教育行政の方針と重点

〈ウェルビーイングの向上を目指して〉

I 方 針	5 2
II 重 点	
1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成	5 4
2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成	5 4
3 人生 100 年時代の学び直しや生涯学習の推進	5 5
4 社会教育推進のための基盤整備	5 5
5 文化財の保護・保存と公開・活用	5 6
6 地域スポーツの推進	5 6
○市町村教育委員会訪問実施要項	5 7
○管内社会教育関係団体及び関連事業事務局	5 9
○管内市町村の主な社会教育施設（教育委員会所管）	5 9

総 務 課

I 庶 務 関 係

・各書類提出期限一覧	6 3
・給与・旅費に係る事務の留意点	6 4

II 学 務 関 係

・学級編制について	6 7
・小・中学校教職員配置基準	6 8
・教員加配等について	7 1
・休暇等に係る提出書類一覧	7 2

III 学 校 事 務 指 導 訪 問

・学校事務訪問要項・学校事務指導訪問における項目別確認内容	7 4
-------------------------------------	-----

資 料

○管内市町村教育委員会一覧	7 7
○学校一覧（青森市小・中学校、東郡小・中学校）	7 8
○機構図	8 2
○総務課事務分掌一覧	8 3
○教育課事務分掌一覧	8 4
○災害等発生時の連絡体制	8 6
○教員の資質の向上に関する指標	8 8
○校長及び教頭の資質の向上に関する指標	9 0

※「研究指定校」「東青教育事務所関係事業協力校一覧、青森市教育委員会指定校一覧」「管内学校教育関係事業・研修一覧」「管内社会教育・社会体育関係事業・研修一覧」「令和 8 年度教育関係年間行事予定表」は東青教育事務所HPに掲載しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-tosei/main.html>

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的考えから、この冊子では「人材」を「人財」と表している箇所があります。

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和8年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- オ 不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実

(6) キャリア教育の充実

- 一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

- 発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

- 一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。
- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。
- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和8年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民1人ひとりが、ウェルビーイング※の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 郷土を愛する県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

令和8年度文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援
- ウ 国内外に向けた世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受け入れ体制の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

多様な主体と連携し、地域の活性化等を考慮しながら、県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示・調査研究・教育普及活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

令和8年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当者教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会を契機とする競技スポーツの振興

国民スポーツ大会に向けた競技力向上を図るとともに、安定した競技水準を維持できるよう、本県で開催される第80回国民スポーツ大会を契機とする競技スポーツの振興に努める。

- ア 第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力の向上
- イ 大会終了後の持続可能な競技スポーツの振興

教 育 課

(学 校 教 育)

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を目指して

I 方 針

東青教育事務所では、青森県教育委員会の「青森県教育振興基本計画2024～2028年度」、
「青森県学校教育指導の方針と重点」及び管内学校教育の実情を踏まえ、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを実現するために、以下の5つの方針を掲げることにしました。

1 夢や志を育む創意と工夫のある学校づくりの推進

各学校において全教職員の共通理解の下、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成するために、子ども一人一人の個性・能力を把握し、理解や習熟の程度等に配慮した個に応じたきめ細かな指導や、地域の教育資源を活用した体験活動を取り入れるなど、教育課程の編成に創意工夫をこらし、特色ある学校づくりに取り組む。

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成
- 一人一人のこどもの未来を見据え、「縦」の連携と「横」の連携を大切にした創意と工夫のある取組
- 自校の教育課題や育成すべき資質・能力を視点とした、「目指すこどもの姿」と「目指す学校の姿」の明確化
- 教科横断的な視点を持ち、系統的・発展的な指導ができるような教育課程の編成
- 学校運営組織の見直し・再編を図りながら、全教職員による協働指導体制づくりと家庭や地域社会の意見を生かした改善

2 確かな学力の育成を図る学習指導の推進

自ら学び自ら考える力の育成や基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るために、こどもの実態を踏まえ、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した、ティーム・ティーチングや少人数指導、教科担任制等の指導体制の工夫、また、体験活動や問題解決的な学習を重視した指導、ICTを効果的に活用する場面を設定するなどの授業改善に取り組む。

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用する思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上、学習習慣の一層の確立
- 興味・関心や意欲をもち、主体的・対話的で深い学びができる授業づくり
- 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した問題解決的な学習（①疑問や驚き、気付きを生かした学習課題を設定すること②課題解決の見通しをもたせること③自力解決の場と、意見を交換し考えを深める学び合いの場を通して課題を解決させること④学びの振り返りをさせ、次の学習につなげていくこと）の実践とその改善
 - ・一人一人のこどもの実態把握
 - ・指導内容の精選・重点化
 - ・思考力・判断力・表現力等を育成するための場面の効果的な位置付け
 - ・体験活動の実施、学習形態の工夫
 - ・言語活動の充実
 - ・学校図書館やICT等の学習環境の充実
- 学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化

※重点事項1 授業の充実 P 16

重点事項10 情報化に対応する教育の推進 P 30

「学校図書館について」 P 35

「複式教育について」 P 36

3 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進

こどもたちを取り巻く環境が加速度的に変化する中、憂慮すべき状況にある、いじめや不登校等、体力低下などの問題に対し、組織的な教育活動全体を通じて、自尊感情を高め、生命や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育み、規範意識と倫理観を醸成するとともに、体力の向上や望ましい健康生活につながる健康教育、食育等に取り組む。

以下の取組を通じた「チーム学校」の構築

■豊かな心を育む教育活動

- 全教職員による教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- 道徳性を学校・家庭・地域社会での具体的な生活に生かせるようにする道徳科の充実
- 自己指導能力を育成する生徒指導の推進
 - ・生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくり、児童生徒理解、教育相談等

■健やかな体を育む教育活動

- 体力向上を目指した教科体育の指導の充実や体育的活動の工夫
- 食及び安全に関する指導の工夫
- 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ※重点事項2 道徳教育の充実 P 1 8
- 重点事項3 特別活動の充実 P 2 0
- 重点事項4 体育・健康教育の充実 P 2 2
- 重点事項5 生徒指導の充実 P 2 4
- 重点事項6 キャリア教育の充実 P 2 6
- 重点事項7 特別支援教育の充実 P 2 7
- 重点事項8 環境教育の充実 P 2 8
- 重点事項9 国際化に対応する教育の推進 P 2 9

4 目指すこどもの姿の実現に向けた校内研修の推進

目指すこどもの姿の実現や教職員の資質を高め教育活動の充実を図るために、研究組織の見直しや研修計画の立案、授業研究会での研究仮説の検証や見直し等、共通理解を図りながら、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- 県教育委員会の教員育成指標や研修計画を踏まえ、組織的・計画的・実践的に機能する研究組織・体制づくりの構築
- 教員等の個々のキャリアステージに応じた研修目標の設定
- 互いに学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- 毎日の授業実践が仮説検証の場であることの共通理解＝研修の日常化
- 授業の質的改善を目指し、こどもの変容を具体的に捉え、確かめと積み上げのある校内研修の推進

※重点事項11 研修の充実 P 3 2

5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

家庭や地域社会とともに連携・協力してこどもを育てていくために、一人一人のこどもに生きる力を育むことができるような、社会に開かれた教育課程を編成し、開かれた学校づくりに取り組む。

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動等の推進による、開かれた学校づくりの推進
- 社会に開かれた教育課程を編成し、家庭や地域社会とともに連携・協働して、こどもを育てる教育の推進
 - ・教育方針や教育活動等についての家庭や地域への説明及び理解や協力を得ること
 - ・学校評価等の活用
 - ・地域等の教育資源を活用した交流を図るなど、家庭や地域との連携・協働による教育の推進
- 学校と地域の連携・協働の更なる拡充や教育課程を介した学校と地域のつながりの構築による、地域とともにある学校づくりの推進
- 学校施設開放や学習機会の提供等

※重点事項3 特別活動の充実 P 2 0

重点事項6 キャリア教育の充実 P 2 6

「総合的な学習の時間について」 P 3 4

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について」 P 3 7

Ⅱ 重 点

学校教育指導の方針及び管内学校教育の実情を踏まえ1～11までの重点を示し、ほかに参考資料として「総合的な学習の時間」「学校図書館」「複式教育」「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続」について掲載しました。

なお、**実践項目の太字は、東青教育事務所の今年度の重点課題**です。

1 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
 - (2) 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化
 - (3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
 - (4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
 - (5) 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	指導計画等の整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 資質・能力を育む効果的な指導を行うために、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加える。 <ul style="list-style-type: none"> ・教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てる。 ・教材・教具を工夫したり、こどもの理解度を把握したりする。 ② 系統的、発展的な指導を行うために、各教科等及び各学年相互間の関連を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成する。 ・こどもの発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮し、指導内容を具体的に組織、配列する。 ③ 実践を通して修正を図り、効果的に活用する。
(2)	知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた授業づくり	<ol style="list-style-type: none"> ① こどもに求められる資質・能力を育成するよう、こどもや学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせる。 ・知識を相互に関連付けてより深く理解させる。 ・情報を精査して考えを形成させる。 ・問題を見いだして解決策を考えさせる。 ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造させる。 ② 知識及び技能を活用して課題を解決する学習過程を重視し、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法を工夫する。 ③ ねらいを明らかにした上で、発展的な学習を適切に導入する。
(3)	指導と評価の一体化	<ol style="list-style-type: none"> ① 各教科等において、身に付けさせたい資質・能力に基づいた評価規準を作成する。 ② こどもの学習状況を適切に評価するために「指導と評価の計画」を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・観点別の学習状況について評価する時期や場면을精選する。 ・こどもの学習改善や教師の指導改善につなげる評価（指導に生かす評価）を一層重視するとともに、総括に生かすための評価（記録に残す評価）を単元のどこに位置付けるかを計画する。 ・多様な活動を評価の対象とし、多面的・多角的な評価を行うよう計画する。

重点項目	実践項目	実践事項
(3)	指導と評価の一体化	<p>③ こどもの学習状況を的確に捉え、指導の改善を図るとともに、こどもが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こどものよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。 ■ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。 ■ こどもによる学習活動としての相互評価や自己評価等を工夫する。 <p>④ 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 評価規準や評価方法等を教師同士で明確にし、実践事例を蓄積して共有する。 ■ 学習評価の方針を事前にこどもと共有する場面を必要に応じて設ける。 ■ 学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図る。 <p>⑤ 学年や学校段階を超えて、こどもの学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。</p>
(4)	各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫	<p>① 各教科等の特質に応じた体験活動を体系的・継続的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各教科等の特質に応じて教育課程を編成し、体験を伴う学習の時間を確保する。 ■ 体験活動の意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働する。 ■ こどもの発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行う。 <p>② 問題解決的な学習を通して、学習の基盤となる問題発見・解決能力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した、深い学びの実現を図る。 ■ 各教科等で身に付けた力が、統合的に活用できるように努める。 <p>③ 各教科等の特質に応じた言語活動を積極的に取り入れ、計画的・継続的に改善や充実を図り、学習の基盤となる言語能力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校生活全体における言語環境を、望ましい状態に整えておく。 ■ 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等において言語活動の充実を図る。
(5)	こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実	<p>① 物的環境を整え、その活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能を積極的に活用する。 (P35「学校図書館について」を参照) ■ 個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ICTを効果的に活用する。 (P30「情報化に対応する教育の推進」を参照) ■ 学習の経過や成果(学習の資料、こどもの作品等)が見える環境づくりに努める。 ■ 多様な学習の場(学習コーナー、多目的スペース、余裕教室等)の活用に努める。 <p>② 人的環境を整え、その活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学年や教科等でチーム・ティーチング等の指導体制を工夫する。 ■ 学習の目標に応じてゲストティーチャー等地域の人材を効果的に活用する。

関連資料

「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」	(国立教育政策研究所 令和元年6月)
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料	(国立教育政策研究所 令和2年3月)
「学びの質を高める授業スタンダード」	(県教育委員会 令和2年3月)
「学びの質を高める授業スタンダード実践編」	(県教育委員会 令和3年3月)

2 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
 - (2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
 - (3) 郷土を愛する心を育む指導の充実
 - (4) 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指導体制の整備・充実	① 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 道徳教育推進教師が中心となって、全教職員が参画・協力・分担していく校内体制の整備・充実を図る。 ■ 校内で道徳科の授業を見合う機会や、授業実践や教材等を共有する場の確保に努める。
	道徳教育の基本方針を具現化する全体計画の整備と充実・活用	① 校長の方針の下、全教職員の参加と協力を得て、子どもや地域の実態等を考慮し、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえながら、学校独自の目標や指導の方針、重点内容項目を設定する。 ② 教育活動全体（各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等）で育成を目指す資質・能力の関連を明確にした全体計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 道徳教育の要としての道徳科の位置付けを明確にする。 ■ 各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別業にして加えるなどして、年間を通して活用を図る。 ③ 全体計画はP D C Aサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。
(2)	全体計画に基づく道徳科の年間指導計画の作成と活用	① 各学年の目標、重点項目に応じた計画となるよう改善と充実を図る。 ② 主題の設定と配列を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもの実態と興味・関心等を考慮して設定する。 ■ 道徳的価値の理解に基づいて自己を見つめるためのねらいを明確にする。 ■ 行事や日常の教育活動との関連を考慮して配列する。 ③ 内容項目相互の関連性や発展性を踏まえ、道徳科の特質を生かし、計画的、発展的な指導が行われるよう、全体計画に基づいて工夫・改善を図り、その活用に努める。 ④ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。 ⑤ 各時間の指導の概要等を明示する、授業の評価や反省等を記入する欄を設けるなどの工夫を取り入れ、活用・機能するよう努める。
	道徳科の指導の基本方針の明確化	① 道徳科の特質を生かした授業を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもの発達や個に応じた指導を工夫し、一人一人が道徳的価値に向き合い、自分との関わりの中で考えられるようにする。 ■ こどもの内面的な自覚を促す指導方法の工夫に努める。 ■ 道徳上の問題や課題について考える問題解決的な学習、体験的行為や活動を適切に取り入れた学習等、多様な指導方法の工夫をする。 ② 基盤となる教師と子ども、子ども相互の信頼関係や温かい人間関係を築く。
	道徳科の特質を生かした学習指導の展開	① 年間指導計画を踏まえ、主題に対する明確な指導観をもつ。 <ul style="list-style-type: none"> ■ ねらいや指導内容についての明確な考え（価値観） ■ 主題に関するこどものこれまでの学習状況や実態と教師の願い（児童生徒観） ■ 使用する教材の特質や取り上げた意図及びこどもの実態と関わらせた教材を生かす具体的な活用方法（教材観） ② 明確な指導観に基づき、道徳科の特質を十分考慮して、それに応じた学習指導の展開を図る。

重点項目	実践項目	実践事項
(2)	道徳科の特質を生かした学習指導の展開	<p><導入></p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳的価値に対する問題意識をもたせたり、教材への興味や関心をもたせたりするなど、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、生き方についての自覚に向けて動機付けを図る。 <p><展開></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心的な教材（いわゆる読み物資料等）によって、子ども一人一人がねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめることができるよう、発問を吟味しながら展開する。 <p><終末></p> <ul style="list-style-type: none"> ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、学習を振り返り、道徳的価値を実現することのよさや難しさ等を確認したりして、今後の発展につなげるようにする。 <p>③ ねらい、こどもの実態、教材や学習指導過程等に応じて指導方法を工夫し、考えたり、議論したりする学習の充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な教材提示の仕方を工夫する。 発問については、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考える発問等、明確な意図をもって吟味する。 考えを出し合う、まとめる、比較するなど、目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう工夫する。 書く活動を位置付ける場合は、必要な時間を確保するとともに個別指導に生かすようにする。 動作化、役割演技等の表現活動を取り入れる場合は、その目的やねらい達成の見通しをもち、場面設定を明確にするなど、事前の準備と配慮をする。 明確な意図をもって板書を工夫することによって、その機能を十分に生かす。 説話をする場合は、話題の選択、内容の吟味、話の進め方やまとめ方等を明確な意図をもって工夫する。
(3)	郷土に関する地域教材の開発と活用	<p>① こどもの発達段階を踏まえ、道徳科のねらいに即して、郷土に関する魅力的な資料の収集と教材開発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の先人、民話や伝説、歴史、自然や風土等、郷土の素材に着目し、地域教材として積極的に取り上げ、保管、共有するよう努める。 <p>② 地域教材の有効な活用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる教材との併用も含め、効果的な活用の仕方を検討する。 年間指導計画に適切に位置付け、授業での活用を図る。
	家庭や地域社会との連携・協力度体制の整備・充実	<p>① 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、学校の実情に応じて家庭や地域の人々との交流の場を設定したりするなどして、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携・協力度体制の整備・充実を図る。</p> <p>② 地域の豊かな体験活動や地域の人々との関わりを、道徳教育の視点で捉え直し、それらに含まれる道徳的な価値を明らかにして、道徳教育全体計画や年間指導計画に位置付ける。</p>
(4)	学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握	<p>① 年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、道徳科の学習活動におけるこどもの学習状況及び道徳性に係る成長の様子を的確に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」という点を重視し、個人内評価として見取る。 <p>② 評価の妥当性、信頼性等を担保するため、学校として組織的・計画的な評価を推進する。</p>
	評価を生かした指導の改善	<p>① 教師が自らの授業を振り返り、指導の改善につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの学習の過程や成果などの記録、作文やレポートから、学習状況及び成長の様子を適切に捉え、指導に生かす。 授業を公開し、参観した教師やティーム・ティーチングの協力者等から評価を得る。

関連資料

- 「道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（小学校編）」（県教育委員会 平成25年3月）
「道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（中学校編）」（県教育委員会 平成25年3月）
「『私たちの道徳』 小学校 活用のための指導資料」（文部科学省HP掲載）
「『私たちの道徳』 中学校 活用のための指導資料」（文部科学省HP掲載）
「道徳教育アーカイブ」（文部科学省HP掲載）
「文部科学省委託 令和5年度道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 報告集」（県教育委員会 令和6年4月）

3 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- 重点項目 (1) 自主的、実践的に取り組む学級活動の工夫
 (2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
 (3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
 (4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

重点項目	実践項目	実践事項									
(1) (4)	指導計画の改善、活用及び評価の工夫	① 特別活動で育成する資質・能力の重要な三つの視点について共通理解を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">人間関係形成</td> <td>集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点</td> </tr> <tr> <td>社会参画</td> <td>よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点</td> </tr> <tr> <td>自己実現</td> <td>集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点</td> </tr> </table>	人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点	社会参画	よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点	自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点			
		人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点								
社会参画	よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点										
自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点										
② 「指導計画の作成における配慮事項」を押さえて、計画の改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、こどもの発達段階等を考慮する。 ■ 内容相互及び各教科等の指導との関連を図り、こどもによる自主的、実践的な活動が助長されるようにする。 ■ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用等を工夫する。 ③ 特別活動の評価をする際の留意事項について共通理解を図り、指導計画や指導方法の改善に生かす。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする。 ■ 活動過程におけるこどもの努力や意欲等を積極的に認めたり、こどものよさを多面的・総合的に評価したりする。 ■ こどもの自己評価や相互評価を、学習評価の参考資料として適切に活用し、学習意欲の向上につなげる。 ■ 児童会・生徒会活動やクラブ活動、学校行事におけるこどもの姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにする。 											
(1)	自主的、実践的に取り組む学級活動の工夫	① 学級活動(1)と学級活動(2)(3)の内容・学習過程の違いと各活動の指導上の留意事項を共通理解して指導に当たる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">内容</td> <td style="width: 40%;">学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画</td> <td style="width: 50%;">学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現</td> </tr> <tr> <td>学習過程例</td> <td> ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り </td> <td> ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り </td> </tr> <tr> <td>指導上の留意事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教師の適切な指導の下に、こどもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 ■ 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 ■ 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 ■ 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 年間指導計画により、こどもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 ■ 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 ■ 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。 </td> </tr> </table>	内容	学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画	学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現	学習過程例	ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	指導上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教師の適切な指導の下に、こどもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 ■ 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 ■ 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 ■ 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年間指導計画により、こどもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 ■ 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 ■ 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。
		内容	学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画	学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現							
学習過程例	ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り									
指導上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教師の適切な指導の下に、こどもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 ■ 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 ■ 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 ■ 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年間指導計画により、こどもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 ■ 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 ■ 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。 									
② 学級活動(1)と学級活動(2)(3)に共通の指導上の留意事項について共通理解を図り、指導に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 話し合い活動において、事前・事後指導を適切に行う。 ■ 「合意形成」や「意思決定」して決めたことについて、粘り強く実践できるよう、一連の活動を振り返って成果や課題を確認する場を設定する。 ③ こども一人一人についての理解を深め、教師とこども、こども相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、特にいじめの未然防止等を含め生徒指導との関連を図るようにする。											

重点項目	実践項目	実 践 事 項																							
(2)	自治的な意識を高める児童会・生徒会活動の工夫	① 全教職員の共通理解と協力体制を確立する。 ② 児童会活動・生徒会活動の内容や基本的な学習過程を意識し、指導のねらいを明確にした活動内容を設定する。																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童会活動（小学校）</th> <th>生徒会活動（中学校）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</td> <td>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</td> </tr> <tr> <td>学習過程</td> <td>ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践</td> <td>ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>オ 振り返り</td> <td>オ 振り返り</td> </tr> </tbody> </table>		児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）	内容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	学習過程	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	例	オ 振り返り	オ 振り返り	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童会活動（小学校）</th> <th>生徒会活動（中学校）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</td> <td>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</td> </tr> <tr> <td>学習過程</td> <td>ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践</td> <td>ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>オ 振り返り</td> <td>オ 振り返り</td> </tr> </tbody> </table>		児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）	内容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	学習過程	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	例
	児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）																							
内容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画																							
学習過程	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践																							
例	オ 振り返り	オ 振り返り																							
	児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）																							
内容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画																							
学習過程	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践																							
例	オ 振り返り	オ 振り返り																							
		③ 異年齢集団による活動や交流の工夫に努める。 ④ 教師の適切な指導の下、こどもの自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする。 ⑤ 地域のボランティア活動への参加、他校や地域の人々との交流等、学校外の活動の工夫に努める。																							
(3)	児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫	① 活動の場所、安全面等クラブの設置における条件について学校全体で共通理解を図る。 ② こどもの興味・関心に応じたクラブの設置に努める。 ③ クラブ活動のねらいを踏まえ、地域や学校の実態に応じて、適切な授業時数の設定に努める。 ④ 異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求できるように活動を工夫する。 ⑤ 教師の適切な指導の下、こどもの自発的、自治的な活動が効果的に展開されるように工夫する。																							
		<ul style="list-style-type: none"> ■ こどもの話合いにより、具体的な活動の計画を立案し、楽しむ活動が実践できるように支援する。 ■ 成果の発表会等の場を設け、発表方法を工夫する。 																							
(4)	集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫	① 全教職員が各学校行事の目標や指導の重点等を共通理解し、協力的な指導体制を確立して、組織的に指導に当たる。 ② 「行事の意義の理解」、「計画や目標についての話合い」、「活動目標や活動内容の決定」、「体験的な活動の実践」、「振り返り」といった基本的な学習過程を意識する。 ③ 全校又は学年の子ども同士が、集団の一員であることを自覚し、人と人との触れ合いやつながりを深めていけるようにする。																							

関連資料

- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（指導資料）」（文部科学省 平成 30 年 12 月）
 「小学校特別活動映像資料 学級活動」（文部科学省 令和 4 年 10 月）
 「学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編（指導資料）」（文部科学省 令和 5 年 5 月）

4 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- 重点項目**
- (1) 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
 - (2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
 - (3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
 - (4) 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	基礎的な運動の知識や技能を身に付けさせる指導の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間指導計画の改善・活用に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ こどもの心身の発達の特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度などを的確に把握する。 ▪ 学校や地域の実態を踏まえる。 ▪ 発達の段階に応じた系統性・発展性を考慮する。 ▪ 適切な運動領域や運動種目を配置する。 ② こどもの運動への意欲を大切にするとともに、運動の心身にわたる効果を理解させ、一人一人に運動の特性に触れた楽しさや喜びを味わわせるよう、指導方法の工夫に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 運動の特性を明らかにし、目標を明確にした単元の指導計画を立てる。 ▪ 基礎的・基本的な運動の知識・技能を習得できるよう指導を工夫する。 ▪ 一人一人のこどもが、能力に応じたためあてや課題をもてるように工夫する。 ▪ 主体的に運動に取り組めるよう、学習過程や運動の場を工夫する。 ▪ 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりすることができるよう工夫する。 ▪ こどもたちが有効に活用できるよう、学習カード等の改善に努める。 ③ 安全に関わる指導や、事前の調査及び安全点検を適切に行う。 ④ 評価の場面や方法を工夫し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 学習の過程の適切な場面で評価を行う。 ▪ 学習カード等を活用し、自己評価、相互評価を取り入れる。
	進んで運動を実践する習慣づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康診断や新体力テスト等の結果から、体力低下や肥満傾向等の実態を踏まえ、一人一人が意欲をもって運動できるよう、内容や実施方法を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ こどもに体力の意義や必要性を理解させ、主体的・継続的に運動に取り組む指導に努める。 ▪ 発育・発達に応じて多様な運動に取り組めるよう指導の工夫に努める。 ▪ 適切な運動量を確保し、指導の工夫に努める。 ② 家庭や地域社会及び関係機関・団体の協力を得つつ、計画的・継続的な指導に努める。 ③ 学校の教育活動全体を通じて多様な運動に継続的に取り組む時間・場を設定するよう努める。 ④ 施設・設備、用具等を有効に活用し、こどもが日常的に運動できるよう配慮する。 ⑤ 安全に十分配慮するとともに、万一の事故に備えて救急体制を整える。

重点期	実践項目	実践事項
(2)	保健教育の計画的・組織的な実践	<p>① 全教職員の共通理解の下、学校保健計画の活用と見直しに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 心身の発育・発達の段階を考慮するとともに、生活習慣の状況や心の健康問題等について把握し、健康課題を明確にする。 ▪ 教科等横断的視点に立った各教科等の関連を図る。 ▪ 家庭や地域社会と一体となった学校保健委員会の設置と運営の強化を図る。 <p>② 保健教育においては、こども一人一人に実践しようとする意欲をもたせるために、養護教諭等の協力を得て指導に当たる等、指導方法や指導形態を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 健康診断、薬物乱用防止教室、性に関する講演会等は、各教科等と相互に関連させ計画的な取組をする。 <p>③ 保健教育と保健管理の評価を工夫し、明らかにされた問題点を指導計画や指導方法の改善に生かす。</p>
(3)	望ましい食習慣の形成	<p>① 家庭や地域、学校相互間との連携を図り、食生活をよりよくしようとする資質・能力を育成する。</p> <p>② こどもや家庭・地域の実態を踏まえ、食に関する指導の全体計画を作成する。</p> <p>③ 食に関する指導は、全教職員の共通理解を図り、給食の時間を中心としながら、各教科等での指導を相互に関連させ、教育活動全体を通じて行う。</p> <p>④ こどもやこどもを取り巻く環境の変化と活動状況の評価を行い、家庭や地域と課題を共有し、全体計画の改善に生かす。</p>
(4)	安全教育の計画的・組織的な実践	<p>① 全教職員の共通理解の下、学校安全計画・危機管理マニュアルを活用し、PDCAサイクルによる見直しを行い、学校安全の実効性を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 事故の要因となる学校環境や、こどもの安全意識を把握し、安全に関する課題を明確にする。 ▪ 学校内外の環境等の状況に応じて、安全教育と安全管理の一体的な活動を展開する。 ▪ 家庭、地域社会との連携・協働の推進のため、地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用する。 <p>② 安全教育は、日常生活全般における安全確保のための必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、学校安全計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて、意図的、計画的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域の実態及びこどもの発達の段階を考慮しながら、系統的・体系的に安全教育を推進する。 <p>③ 事故等発生時における心のケアについて、校内体制を整え、保護者や関係機関等と連携を図り、組織的に支援する。</p> <p>④ 安全教育と安全管理の評価を工夫し、明らかにされた問題点を指導計画や指導方法等の改善に生かす。</p>

関連資料

「防災・安全の手引（二訂版）」	(県教育委員会	平成26年3月)
「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	(文部科学省	平成30年2月)
「食に関する指導の手引」一第二次改訂版一	(文部科学省	平成31年3月)
『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』	(文部科学省	平成31年3月)
「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	(文部科学省	平成31年3月)
「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	(文部科学省	令和2年3月)
「中学生用食育教材」	(文部科学省	令和3年3月)
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」	(文部科学省	令和3年6月)
「楽しさアップ!子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック」	(県教育委員会	令和4年3月)
「小学生用生活習慣病予防プログラム」	(県教育委員会	令和7年3月)

5 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- 重点項目**
- (1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
 - (2) 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実
 - (3) 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
 - (4) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
 - (5) 不登校の未然防止及び社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	全教職員による協働的な指導体制づくり	<ol style="list-style-type: none"> ① 生徒指導の意義について、次の2点の共通理解を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ こどもが、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動であるということ。 ▪ 一人一人のこどもが、現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ自校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要であるということ。 ② 自校のこどもの実態に基づき、生徒指導上の課題を明確にして全体計画を作成し、指導方針や実践すべき内容、方法等を共通理解して同一步調で指導に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自校の教育活動全体を通じて、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の生徒指導の実践上の視点を意識した指導を行う。 ③ 計画的、継続的な指導や援助ができるよう、教職員一人一人の役割分担を明確にするとともに、実効性のある協働的な指導体制づくりに努める。 ④ 実践内容、生活目標等への取組状況を定期的に確認したり、内容や指導方法を見直したりする等、PDCAサイクルを機能させる。 ⑤ 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施するよう努める。 ⑥ 教職員の観察力・指導力を高め、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。 ⑦ 不登校児童生徒等に対しては、個々の状況に応じた支援や、多様で適切な教育機会の確保等を行う。
	学校、家庭、地域社会及び関係機関等との連携	<ol style="list-style-type: none"> ① 家庭、地域社会、関係機関等との相互の協力関係を一層密にし、連携の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種通信や訪問等を通じ、こどもの理解や指導の在り方について、保護者と共通理解する。 ▪ 地域懇談会や関係機関等との情報交換会等を通じ、こどもの健全育成活動を推進する。 ▪ 地域の活動等への参加を通じ、地域社会との連携を密にするよう努める。 ② 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校間の情報交換や行動連携を密にし、連携の強化を図る。
(2)	生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導の推進と生徒指導の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人のこどもが、自己存在感を味わうことができるよう、学習過程、学習活動及び学習形態等を工夫するとともに、こどもの感じ方や考え方を十分理解し、一人一人の思いを大切に授業の実践に努める。 ② 共感的に理解し合う人間関係を築くことができるよう、教師とこども及びこども同士がよさや努力を認め合い、話し合える雰囲気づくりに努める。 ③ 一人一人のこどもが自己決定できるよう、自分で判断したり表現したりする場等を意図的に設定することに努める。 ④ こどもの個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮する。
	学年・学級間の協力体制に基づく指導の推進	<ol style="list-style-type: none"> ① こどもの発達の特性や学校生活への適応の状況を把握する。 ② 学年・学級経営における生徒指導上の課題を共通理解する。 ③ 実践内容や指導の場を明確にし、学年・学級間で協力しながら指導、援助する。

重点項目	実践項目	実践事項
(3)	教育相談及び個に応じた指導の充実	① 教育相談の意義や役割について共通理解を図る。 ② 全てのこどもを対象とした教育相談体制の整備・充実を図る。 ■ いろいろな視点からこどもを観察し、一人一人の内面理解に努める。 ■ 学校生活に関するアンケートを定期的実施し、その活用を図る。 ■ こどもに関する情報を交換し合う場を設定する。 ■ 学級・学年にこだわらず、全教職員があらゆる機会を利用して相談に当たる。 ③ 個別指導の場を設定し、悩みを抱えたこどもに寄り添った指導や援助に努める。 ■ 出席状況や保健室の利用状況等、一人一人のこどもについての情報を具体的に把握する。 ■ 状況に応じて家庭訪問や電話訪問をする等、早期対応に努める。 ■ 一人一人のこどもの能力、特性及び家庭環境等に応じた指導に当たるよう努める。 ■ 特別な支援が必要と思われるこどもについては、慎重かつ迅速に実態を把握し、特別支援教育に関わる校内委員会を通じて保護者及び関係機関との連携を図りながら指導に当たるよう努める。 ④ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を効果的に活用する。 ⑤ 家庭、地域社会、教育相談関係機関及び関係学校との連携を図る。 （P 4 2、4 3「電話等による教育相談について」を参照）
(4)	いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底	① いじめの多くは大人の目から見えにくいところで起きていることから、こどもが主体的に参加する活動を推進するよう努める。 ② 「学校いじめ防止プログラム（年間計画）」にいじめの未然防止の取組を明示し、学校全体で組織的・計画的に取り組むとともに、学校評価を基に改善していくよう努める。 ③ いじめの事実があると思われるときは、ハートフルリーダー等を中心に、校内のいじめ対策組織でその有無を確認し、その結果を設置者に報告する。 ④ いじめ等に関する校内研修を実施し、自校のいじめ防止基本方針について、全教職員が共通理解する。 ⑤ いじめを積極的に認知し、組織的な対応を徹底する。
(5)	不登校の未然防止と組織的な支援の充実	① 全ての児童生徒にとって、学校、学級が安全・安心な居場所となるように、個々の学びを保障する分かりやすい授業の工夫といじめや暴力行為等を許さない学校運営や学級づくりに努める。 ② 児童生徒に、悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育を推進する。 ③ 学級担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、SCやSSW等が連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築く。 ④ 教職員の受信力の向上と情報共有、保健室・相談室との連携や保護者との情報共有により、不登校の予兆の早期発見・対応に努める。 ⑤ 児童生徒の個々の状況に応じた学びの場を保障する。 ■ 保健室や相談室、校内教育支援センター、教育支援センター等 ■ ICTを活用したドリルやオンライン授業等

関連資料

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	(文部科学省	平成22年3月)
「いじめの防止等のための基本的な方針」	(文部科学省	平成25年10月)
「子供に伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引～」	(文部科学省	平成26年7月)
「青森県いじめ防止基本方針」	(県教育委員会	平成29年10月)
「思いやりを育む安心できる学校づくり実践研究報告書集」	(県教育委員会	平成30年3月)
「いじめ対策に係る事例集」	(文部科学省	平成30年9月)
「いじめ対応の手引き」	(県教育委員会	平成31年3月)
「ネット安全利用啓発リーフレット『インターネットでキズつけない！キズつかない！』」	(県教育委員会	令和元年7月)
「居場所づくり・絆づくり調査研究実施報告書（県教育委員会ホームページ）」	(県教育委員会	令和2年3月)
「生徒指導提要」	(文部科学省	令和4年12月)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	(文部科学省	令和6年8月改訂版)

6 キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) キャリア教育指導体制の整備・充実
 - (2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
 - (3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指導体制の充実と指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ① キャリア教育の意義や目的等について共通理解を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を進める。 ② 特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図り、こどもの実態を把握した上で、キャリア教育で育成したい資質・能力を明確にした体系的・系統的な全体計画を作成する。 ③ キャリア教育推進の組織を整備し、校内の指導体制の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導主事やキャリア教育担当教員を中心に、全教職員の理解と協力の下、役割を明確にして計画的、組織的、継続的に指導に当たる。 ④ 学年ごとの年間指導計画を作成し、発達の段階に応じた指導の工夫に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体をキャリア教育の視点で捉え直し、各活動の関連付けを図る。 ・時期、ねらい、指導内容及び指導方法等を明確にする。 ・指導内容の重点化を図る。 ⑤ 日常の教育活動を通して、こどもの変容の過程を的確に捉え、指導内容及び指導方法の改善・充実を図る。
(2)	現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① こどもが現在及び将来の生き方を考え、進路を見出すために、家庭への情報の提供や面談等を通して保護者との連携を図る。 ② 自己の特性についての理解を深めることができるよう、適切に支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人のこどもの支援に役立つように、各種調査、適性検査、観察等の結果を個人資料としてまとめ、適切に活用する。 ・進路情報の収集・整理に努め、有効に活用する。 ③ こどもの能力・適性に応じたキャリア・カウンセリングを計画的、継続的に進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人のこどもが主体的に自己の進路を選択することを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
(3)	発達の段階や学校・地域等の実態に応じたキャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育を充実させる。 ② 校種間や地域社会等と連携を図ったキャリア教育を充実させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育で育成したい資質・能力を念頭に置いて、事前・事後指導を含めて計画的、系統的に取り組む。 ・一人一人のキャリア形成と自己実現のために、キャリア・パスポートを活用し、校種間における系統的な指導を進め、こども理解を深めていく。 ・地域社会、企業等と連携を図り、職場体験活動などの体験的活動の充実を図る。 ・一人一人のこどもが、自分自身のよさ、興味・関心等、多面的・多角的に自己理解を深めることができるようにする。

関連資料

「キャリア教育を創る」	(文部科学省)	平成23年11月)
「キャリア教育の指針<総論編>」	(県教育委員会)	平成24年3月)
「キャリア教育を『デザイン』する」	(文部科学省)	平成24年8月)
「キャリア教育の指針<実践編>」	(県教育委員会)	平成26年3月)
「キャリア教育が促す『学習意欲』」	(文部科学省)	平成26年3月)
「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』」	(文部科学省)	平成27年3月)
「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育」	(文部科学省)	平成28年3月)
「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」	(県教育委員会)	令和元年12月)
「キャリア形成育成プログラム指導事例集」	(県教育委員会)	令和3年3月)
「小学校キャリア教育の手引き」	(文部科学省)	令和4年3月)
「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」	(文部科学省)	令和5年3月)
高等教育の修学支援新制度にかかると「自習ノート」	(文部科学省)	令和6年10月)

7 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- 重点項目**
- (1) 校内支援体制の充実
 - (2) 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
 - (3) 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
 - (4) 交流及び共同学習による相互理解の促進

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	校内支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 校内委員会を中心とした全校的な支援体制を確立する。 ② 特別支援教育コーディネーターは、保護者や学級担任、関係機関との窓口となり連携の中心となるとともに、校内委員会が組織的に機能するよう努める。 ③ 校内委員会では、特別な配慮を必要とする子どもの実態把握、支援内容・方法、学びの場について検討し、柔軟な見直しに努める。 ④ 特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるため、全教職員による研修の機会をもつ。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいについての理解と二次的な問題の予防に努める。 ■ 特別な教育的支援が必要な子どもの実態把握の方法について理解を深める。 ■ 子どもの実態に応じた効果的な指導方法について共有するよう努める。
(2)	個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいのある子ども等については、個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子ども全員について作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者や関係機関と連携して子どもの実態を把握する。 ■ 本人及び保護者の願いや将来の希望を把握するほか、合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。 ■ 家庭や関係機関と綿密に連携し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど互いの役割を明確にする。 ■ 実施状況を適宜評価し改善を図る。 ② 保護者の同意を得た上で、進学先や関係機関への情報提供を行い、指導や支援を継続していく。 ③ 就学の時期、学校の移行期、社会への移行期では関係者による支援会議等を設け、共通理解を図るとともに、緊密な連携を取り、支援のネットワークの構築と強化を図る。
(3)	個別の指導計画の作成と活用による指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいのある子ども等については、個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子ども全員について作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの実態を把握し、支援が必要と思われることを明確にする。 ■ 保護者及び関係者の情報を収集した上で、個に応じた指導目標や指導内容及び指導方法を校内委員会で検討する。 ■ 実施状況を適宜評価し改善を図る。 ② 一人一人の子どもの障がいの状態等に応じた指導の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの資質・能力を高めるための手立てを工夫する。 ■ 指導方法や指導体制の工夫・改善を進める。 ■ 教材・教具を工夫したり開発したりする。 ■ コンピュータ等の教育機器を効果的に活用する。
(4)	交流及び共同学習による相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校、子ども、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、共通理解を図る。 ■ 学校全体で組織的に取り組む体制を整える。 ■ 年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。 ■ 活動のねらいの達成状況、子どもの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。 ② 子どもの状況や地域の実情に応じて、相互理解を深めるための交流内容や方法について工夫に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 特別支援学級と通常の学級との交流、学校間交流、居住地校交流、地域交流等、様々な方法を取り入れる。

関連資料

- 「特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～」(県教育委員会 平成27年3月)
- 「青森県教育支援ファイル(『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』)作成の手引き改訂版」(県教育委員会 平成30年3月)
- 「特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画及び個別の指導計画)の活用」(県教育委員会 平成31年1月)
- 「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省 平成31年3月)
- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省 令和2年3月)
- 「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)

8 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - (2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - (3) 環境に関わる体験活動の充実

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	体制づくりと指導計画の作成	<p>① 環境教育の意義について共通理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 環境や環境問題に関心をもち、環境と人間の関わりについて理解を深めることのできるこどもの育成に努める。 ▪ 自然を大切にすることを育て、環境の保全に配慮しようとする実践的な態度の育成に努める。 <p>〈小学校における環境教育のねらい〉 〈中学校における環境教育のねらい〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 環境に対する豊かな感受性の育成 ▪ 環境に関する見方や考え方の育成 ▪ 環境に働き掛ける実践力の育成 ▪ 環境に対する豊かな感受性や探究心の育成 ▪ 環境に関する思考力や判断力の育成 ▪ 環境に働き掛ける実践力の育成 <p>② 環境教育を通して育成したい資質・能力(「環境教育指導資料」参照)を明確にし、全体計画を作成する。</p> <p>③ 各教科等を相互に関連付け、それぞれの指導計画の中に環境教育に関わる事項を位置付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 身近な環境から地球規模での環境の理解へと広がりをもたせるよう配慮する。 ▪ 環境に関わる様々な課題を多面的、総合的に探究できる学習活動になるよう配慮する。
(2)	地域の環境の実態に即した指導の工夫	<p>① こどもの実態を多面的に把握し、それにふさわしい教材を選択、開発するとともに、実態に即した指導を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ こどもの興味・関心に応じて課題研究等を取り入れる。 ▪ 環境を捉える視点(「環境教育指導資料」参照)を意識するよう指導する。 ▪ 教育委員会や関係各機関から提供されている資料の活用を図る。 <p>② 地域の特性を生かした指導を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域環境を教材化したり、地域の人材や施設を活用したりする。 ▪ 地域の伝統、文化や自然に触れる体験活動を通して、郷土愛を育むとともに自然のすばらしさや大切さを感じさせる。 <p>③ 多様な学習活動の展開や学習環境の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ コンピュータやマスメディア等を積極的に取り入れるようにする。 ▪ 活動の状況や学習の成果が分かるよう校内掲示の方法を工夫する。
(3)	環境に関わる体験活動の充実	<p>① 直接的な体験活動を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 身近な自然に触れ、直接体験させることによって、環境に関する事象に向き合わせる。 ▪ こどもの発達の段階に応じて、観察、実験、調査、見学、実習等の体験的な学習を積極的に取り入れるとともに、事前・事後指導の充実を図る。 <p>② 学校と家庭、地域社会とが相互に連携協力を図り、学びや体験を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 学校で学んだことを、家庭や地域の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向けた実践力を身に付けさせる。 ▪ 社会教育施設やNPO、企業等の外部人材に協力を求めたり、地域の環境保全活動等へ積極的に参加させたりするなど、地域の環境に関わる学びを深めさせる。

関連資料

「環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)」	(国立教育政策研究所 平成26年10月)
「環境教育指導資料(中学校編)」	(国立教育政策研究所 平成28年12月)
「かがやけ!みんなのエネルギー」	(資源エネルギー庁 令和元年12月)
「わたしたちのくらしとエネルギー」	(資源エネルギー庁 令和元年12月)
「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」	(環境省HP 令和3年4月)
「環境教育・ESDの推進」	(環境省 令和4年9月)
「小学生のための放射線副読本～放射線について学ぼう～」	(文部科学省 令和6年改訂)
「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」	(文部科学省 令和6年改訂)

9 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

重点項目 (1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
 (2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 (3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	郷土の文化、伝統等の理解	① 郷土理解についての教育の意義を全教職員で共通理解し、学校の実態に即して計画的に進める。 ② 郷土に対する愛着と誇りをもたせるよう工夫する。 ■ 自然・歴史・文化等に関心をもたせるよう、郷土に関する教材の開発や活用を進める。 ■ 地域の行事への積極的参加を促す。 ■ 地域の人材や資料館等の活用に努める。 ■ 我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付かせ、広い視野で郷土を見つめさせるよう努める。
(2)	外国語を通じたコミュニケーションを図る資質・能力の育成	① 確かな英語力を身に付けさせるために、「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を設定・共有・活用する。 ■ こどもにどのような英語力が身に付くか、英語を用いて何ができるようになるか、あらかじめ明らかにし、そうした情報をこどもや保護者と共有することで授業のねらいを明確にする。 ■ 「言語を用いて何ができるようになるか」という観点から評価することでこどもの到達度を正確に把握し、指導と評価の一体化とその改善につなげる。 ② 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合わせるために、言語活動を実施する。 ■ コミュニケーションの「目的・場面・状況」を明確に設定したり、工夫したりする。 ■ 「聞くこと」などのインプットの活動から「話すこと」などのアウトプットの活動の流れを大切にすること。 ③ 指導の充実を図るために、パフォーマンステストを実施する。 ■ 面接・スピーチ・エッセイ等のパフォーマンステストを授業に取り入れる。 ■ ペーパーテストの結果だけでなく、パフォーマンスの評価も取り入れ、多面的で多角的な評価を行う。 ④ 授業を実際のコミュニケーションの場面とするために、教師自らが英語に慣れ親しむ姿を示すとともに、こどもの実態に応じた英語をなるべく多く話すよう心掛ける。 ⑤ 外国語教育における学校間連携を進める。 ■ 「AOMORI ENGLISH PACKAGE」を活用して、小・中学校間の接続を意識した目標と指導と評価の一体化に努める。
(3)	異なった文化や習慣をもつ人々との交流	① 国際交流を学校の実態に即して進めるよう努める。 ■ 諸外国の人々との交流及び作品や情報の交換等を通して、国際的視野を広げるよう努める。 ■ 地域に暮らす外国人や外国生活経験者等の参加や協力を得て、講演や文化の紹介等、行事や活動する場の工夫に努める。 ----- ① 日本語指導が必要なこどもが学校にいる場合は、日本語指導をはじめ特別な指導を実施する。 ■ 日本語指導が必要なこどもが受け入れられるように、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」等の教育を実施するように努める。 ■ 日本語指導が必要なこどもに対しては、一人一人に応じた「特別の教育課程」を編成・実施することが可能なことを共通理解する。 ■ 日本語指導が必要なこどもへの指導に当たっては、関係機関や地域人材の活用とその組織化に努める。

関連資料

「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」
 「中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック」
 「外国人子ども受け入れの手引き 改訂版」
 「青森県英語教育改善プラン」

(文部科学省 平成29年7月)
 (県教育委員会 平成30年3月)
 (文部科学省 平成31年3月)
 (県教育委員会 令和6年4月)

10 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- 重点項目**
- (1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - (2) 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
 - (3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - (4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

重点項目	実践項目	実践事項						
(1)	全校体制による情報教育の推進	<p>① 情報活用能力を構成する資質・能力について、全教職員で共通理解を図る。 (情報活用能力を構成する資質・能力)</p> <table border="1"> <tr> <td>知識及び技能</td> <td>情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能</td> </tr> <tr> <td>思考力、判断力、表現力等</td> <td>複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力</td> </tr> <tr> <td>学びに向かう力、人間性等</td> <td>情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度</td> </tr> </table> <p>② 日常の教育活動の中で、ICTの適切な活用・管理について、全校の体制づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学習の基盤となる情報活用能力を効果的に育成するため、発達の段階や各教科等の学習内容と関連付け、系統的、体系的な年間指導計画の作成に努める。 ■ プログラミング教育のねらいを実現するため、プログラミングを通して付けた力を明らかにし、指導内容を教科等横断的に配列するなど、計画的、組織的な取組を図る。 ■ 校内コンピュータ運用・管理規定などの「学校情報セキュリティポリシー」を整備するとともに、全教職員で共通理解を図る。 <p>③ 情報教育を計画的・継続的に推進していくための校内研修体制の整備・充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一人一人の教師が、ICT活用や情報モラルなどを指導する能力を身に付けるために、県や市町村教育委員会等が実施する研修会に積極的に参加し、その研修内容を校内で伝達するなど、校内研修の充実を図る。 ■ 全教職員がICT機器を身近な道具として教育活動に積極的に活用するよう努める。 	知識及び技能	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能	思考力、判断力、表現力等	複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力	学びに向かう力、人間性等	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度
知識及び技能	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能							
思考力、判断力、表現力等	複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力							
学びに向かう力、人間性等	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度							
(2)	ICTの適切な活用	<p>① 各教科等において育成すべき資質・能力を身に付けさせるために、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。 ■ 各教科等の特質やICTを活用する利点等を踏まえながら、これまでの教育実践と最先端のICTを効果的に組み合わせる。 <p>② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、ICTを効果的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、重点的な指導や指導方法・教材等の提供・設定を行う。 ■ こどもの興味・関心・キャリア形成の方向性等、個に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供する。 ■ こども同士、あるいは地域住民をはじめとする多様な他者と協働する。 						

重点項目	実践項目	実践事項
(3)	情報通信ネットワーク等を活用した学習の推進	<p>① 情報通信ネットワーク等を生かした指導方法を工夫し、協働型・同時双方向型の新しい学びの推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校間の交流学习や合同授業及び遠隔地の外部人材の支援を受けた授業等、遠隔教育の推進に努める。 ■ 遠隔教育の実施に必要なICT機器及びネットワークの環境整備に努める。 ■ 図書館等の社会教育施設や他の文化・教育・研究施設等にアクセスして情報を収集し活用する等、多様で弾力的な学習活動の展開に努める。
(4)	情報モラルに関する指導の充実	<p>① こどもが情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けられるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる。 ■ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる。 ■ 情報には自他の権利があることを考えさせる。 ■ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる。 ■ 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる。 ■ 健康を害するような行動について考えさせる。 <p>② 教科等横断的な視点に立ち、学校を挙げて情報モラル教育に体系的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「情報モラル指導モデルカリキュラム表」（文部科学省）等を参考にしながら系統的なカリキュラムを作成し、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導をする。 ■ 情報教育の年間指導計画の中に情報モラルの項目を設定し、指導事項や指導内容を位置付ける。 ■ 情報技術やサービスの変化、こどものインターネットや生成AIの使い方の実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、適切に指導する。 ■ 将来の新たな機器やサービス、あるいは危機の出現にも、こども自身が適切に対応できるようにする。 <p>③ 情報モラル教育を推進するために、家庭・地域社会・関係機関との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報機器の使い方によっては、トラブルの加害者にも被害者にもなり得るといいう危機感を保護者と共有するため、犯罪等の情報提供を積極的に行う。 ■ フィルタリング等による機能制限や、「家庭のルール」をこどもと約束することの重要性の理解を継続的に促す。 ■ 情報関連企業等（NPOや携帯電話事業者、警察等）の外部講師を活用する。 ■ 視聴覚教材、パンフレット、コンテンツ等を活用する。

関連資料

「21世紀を生き抜く児童生徒の情報活用能力育成のために」	(文部科学省 平成27年3月)
「情報モラル実践事例集」	(文部科学省 平成27年6月)
「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」	(文部科学省 令和2年2月)
「遠隔教育システム活用ガイドブック（第2版）」	(文部科学省 令和2年3月)
「インターネットにつなぐとき守ってほしい、大切なこと」	(文部科学省 令和2年6月)
「教育の情報化に関する手引（追補版）」	(文部科学省 令和2年6月)
「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ(2021年版)」	(文部科学省 令和3年2月)
「遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）」	(文部科学省 令和3年3月)
「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」	(文部科学省 令和6年12月)
「インターネットトラブル事例集（2025年版）」	(総務省HP掲載)
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」	(文部科学省HP掲載)
「StuDX Style」	(文部科学省HP掲載)
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」	(文部科学省 令和7年3月)

11 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- 重点項目**
- (1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - (2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - (3) 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - (4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - (5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指標を踏まえた研修の推進	① 県教育委員会が定めた指標及び研修計画について、校内研修や職員会議等、多様な機会を捉えて取り上げ、趣旨や内容等の周知に努める。 ② 指標を自らの資質を向上させる手がかりと捉え、積極的に研修に取り組むよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の教員が自らの成長段階や職責、経験、適性に応じて、校外の研修に積極的に参加し、校内研修の充実に生かす。 ■ 同僚とともに、日々の実践の中で、日常的に学び合う職場内研修の充実を図る。
(2)	校内研修体制の充実	① 教育専門職としての資質を高めるため、幅広く、調和のとれた研修ができるよう、教育活動全体を踏まえながら、研修計画を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 各教科等の研修を更に充実させるとともに、今日的な教育課題にも対応した研修の推進に努める。 ② 全教職員が組織的にそれぞれの役割を果たしつつ、日常的に学び合い、指導力を高め合えるような体制づくりに努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 研修部会、学年部会、教科部会等の連携を図り、成果や課題の共有に努める。
(3)	教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を生かした研究の充実	① 教育要領・学習指導要領の趣旨や内容について共通理解を図るとともに自校の校内研究に生かすよう努める。 ② 学校種間の教育内容等の理解を深め、系統性・発展性を踏まえた校内研究に努める。
(4)	実践的研究計画の明確化	① 目指す子ども像の実現や学校の教育課題解決に向け、教育目標の達成を目指す研究を推進する。 ② PDCAサイクルを働かせて、研究計画の整備と充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 研究主題、研究目標、研究仮説、研究内容、研究方法の具体化を図る。 ■ 学習状況調査等の結果の分析を行い、その結果について全教員で共通理解を図り、指導上の課題を明らかにして、自校の実態に応じた指導の工夫改善に生かす。 ■ 研究の系統性等を明らかにし、計画的に研究内容の焦点化・重点化を図る。

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(4)	実践的研究の深まりと日常化	<p>① 授業研究会が授業改善に向けたものとなるようにし、研究の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 研究協議の観点を明確にし、研究の焦点化に努める。 ■ こどもの変容に焦点を当てた研究協議に努める。 <p>② 研究計画の見直しや改善に努め、研究の深化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 解決されたこと、残された問題等を整理・分析し、研究仮説等の見直しに努める。 ■ こどもの変容を具体的に捉え、研究の成果の累積に努め、その後の実践に生かしたり、研究計画の確認・見直しを行ったりする。 <p>③ 日常の授業において、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の視点を踏まえながら、研究仮説の検証に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校においては、パイロット教科等の研究を他教科の指導に生かすよう努める。また、中学校においても、他教科の研究実践を参考にしながら教科の指導に生かすよう努める。 ■ 見せ合い授業や授業の公開、参観等を積極的に取り入れる。
(5)	特色ある教育活動の研究	<p>① こどもや地域の実態、学校で積み重ねられてきた伝統等を考慮し、創意工夫を生かした特色ある教育活動の研究に努める。</p> <p>② 地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、学校間での情報共有に努める。</p> <p>③ 地域社会との連携を深め、地域の教育資源の活用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業等で地域の人財の活用を工夫する。 ■ 地域素材の教材化に努める。 ■ 学校と地域の協働による教育活動の充実に努める。 <p>④ いじめや不登校等の生徒指導上の課題、危機管理、道徳教育、特別支援教育、キャリア教育、情報教育の推進などの今日的な教育課題に対応した研修を深める。</p>

関連資料

オンライン講座「校内研修シリーズ」

(独立行政法人教職員支援機構HP掲載)

オンライン講座「研修プランシリーズ」

(独立行政法人教職員支援機構HP掲載)

○総合的な学習の時間について

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指し、こどもや学校、地域の実態等に応じて創意工夫するよう努める。

1 資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成に努める。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解できるようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

2 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努める。

- (1) 学習過程を探究的にする。
 - 【課題の設定】体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
 - 【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。
 - 【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
 - 【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。
- (2) 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にする。
 - 教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動等、他者と協働し課題を解決する学習活動を適切に位置付ける。
 - 思考ツールの活用等を通して、「考えるための技法」を身に付けさせるとともに、情報を整理したり、分析したりして思考する学習活動を充実させる。
 - 言語により分析し、まとめたり表現したりする言語活動を取り入れる。
 - 新たな課題につながるようなまとめと振り返りを工夫する。
 - 計画的に学習の進行状況を把握する。
 - こども自身が気付いていないよさを伝えるなどして、次の活動への意欲を高める。
 - 探究の過程でICTを有効に活用させる。

3 「主体的・対話的で深い学び」の実現のためのカリキュラム・マネジメントの充実に努める。

総合的な学習の時間が、各学校の教育課程編成において、特に教科等横断的なカリキュラム・マネジメントという視点から、極めて重要な役割を担うことになる。そのため、総合的な学習の時間におけるカリキュラム・マネジメントの充実にについて検討し、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るよう努める。

- (1) 全体計画に関して、以下の点に留意し見直しを図る。
 - 総合的な学習の時間の目標の設定に当たっては、学校教育目標を確認し、その関連を意識する。
 - 全体計画の中心となる三要素を明らかにする。
 - 【各学校において定める目標】
 - 【目標を実現するにふさわしい探究課題】
 - 【探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力】
- (2) 年間指導計画に関して、以下の点に留意し見直しを図る。
 - こどもの学習経験に配慮する。
 - 季節や行事など適切な活動時期を生かす。
 - 各教科等との関連を明らかにする。
- (3) 総合的な学習の時間の評価の充実に努める。
 - どのような資質・能力が育まれているのか、何を学び取っているのかを、多様な評価と過程の評価を意識して行い、それを指導に役立てる。
 - 目標及び内容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行う。
- (4) 総合的な学習の時間を支えるための体制づくりに努める。
 - 指導体制と運営体制の整備、校内研修の充実に努める。
 - 授業時数の確保と弾力的な運用に努める。
 - 学習空間を確保し、学校図書館・ICT環境等、学習環境の整備に努める。
 - 外部との連携の構築に努める。

関連資料

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」（文部科学省 令和 3年 3月）
「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編）」（文部科学省 令和 4年 3月）

○学校図書館について

こどもの言葉、感性、表現力、創造力の啓発や、適切な情報活用能力の育成を目指し、一人一人のこどもが進んで学校図書館を利用し、活用できるように努める。

1 学校図書館の利用とその機能の活用についての体制づくりの整備・充実を図る。

- (1) 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の意義について全教職員が共通理解する。
- (2) 教育課程の展開に寄与し、こどもの健全な教養を育成するという学校図書館の目的を踏まえ、教育活動における学校図書館の位置付けを明確にし、各種計画を作成する。
- (3) 学校図書館の運営に関わる教職員（校長等の管理職、司書教諭や一般の教員等）がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組む。
- (4) 学校図書館の運営に関わる教職員の資質向上を図るため、各種研修会への積極的な参加や情報交換に努める。
- (5) 学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標である学校図書館図書標準の達成に努める。
- (6) 学校図書館の資料や利活用についての評価を、学校評価の一環として組織的に行い、結果に基づいて改善・充実に努める。

2 授業への活用を図る。

- (1) こどもの自主的・自発的かつ協働的な学習活動の支援に必要な図書や資料を計画的に整備する。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各教科等の授業における言語活動や問題解決的な学習、探究的な学習の中に、学校図書館の計画的利用を位置付ける。
- (3) 学校図書館担当教諭（司書教諭等）と連携した授業を工夫する。

3 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図る。

- (1) こどもが気軽に利用できるような環境整備に努める。
 - 配架地図や館内サイン、書架の見出しを工夫し、明るく魅力的な環境づくりをする。
 - 利用時間を十分に確保できるように、開館時間に配慮する。
 - 図書館資料の整理に努め、誰もが利用しやすいよう、図書目録を整備する。
 - 学校図書館の他に余裕教室やオープンスペース、学級文庫への分散配架をするなどの工夫をする。
- (2) 本に興味をもたせ、楽しさを味わわせるための時間を確保し、手立てを工夫する。
 - 季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置等により、こどもの読書意欲や学習意欲を喚起する。
 - 朝の読書や読み聞かせ、ブックトークやアニメーション等の取組を日常の教育活動に取り入れるよう配慮する。
 - 学校図書館祭り、読書週間、お話会、図書新聞の発刊、新刊紹介、ストーリーテリング、パネルシアター等を実施する。
- (3) 興味・関心及び発達の段階を考慮した図書及び資料の整備・充実に努める。
 - 本とこどもとの出会いの機会を多く作るために、こどものニーズや蔵書構成の調和に配慮しながら、多様なジャンルの本を整備する。
 - こどもが良書に触れられるよう、学年別や分野別等の配列を工夫する。
 - 模型や実物、こどもの作品等の学習成果物を資料として展示・掲示する。
- (4) 雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワークを介して得られる情報コンテンツ等のネットワーク情報資源）等、図書以外の資料の整備に努める。

4 家庭や地域社会及び公立図書館と連携し、読書環境づくりに努める。

- (1) 読書活動に家庭や地域のボランティアの協力を得るなど、学校図書館の運営を工夫する。
- (2) 地域の実情に応じて、学校図書館の開放に努める。
- (3) コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用により、他の学校図書館や公立図書館等との連携に努める。
- (4) 地域の図書館を進んで利用するように働き掛ける。

関連資料

「学校図書館 活性化マニュアル ～できることから始めよう～」	(県教育委員会 平成25年3月)
「学校図書館ガイドライン」	(文部科学省 平成28年11月)
「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」	(県教育委員会 令和2年2月)
『みんなで使おう！学校図書館』リーフレット」	(文部科学省HP掲載)
「図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～（学校図書館）」	(文部科学省HP掲載)

○複式教育について

家庭及び地域社会との連携を図りながら、小規模学校・少人数学級の特性を生かした運営をすることにより、一人一人のこどもの個性や思考力・判断力・表現力等の能力を伸ばすとともに、社会性の伸長を図るよう努める。

1 少人数の特性を生かした学校経営、学級経営に努める。

- (1) 少人数の特性を生かしながら、個に応じた指導の充実を図る。
- (2) 家庭や地域社会との連携を深め、学校内外におけるこどもの生活や体験が充実するよう工夫する。
- (3) 積極的に他校と連携し、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用も考慮して交流学习の充実を図る。

2 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科、教材の特性を生かしながら、地域やこどもの実態を考慮した年間指導計画を作成する。

- (1) 複式学級の形態や教科、教材の特性に応じて、異内容指導、同内容指導等の指導方法を検討し、年間指導計画の工夫改善に努める。
- (2) 学年別指導を効率的に行えるよう、学習内容の系統性を踏まえて単元の配列を工夫する。
- (3) 教科、教材によっては、3個学年以上の合同学習にも配慮する。
- (4) 地域の豊かな自然環境や社会環境等を教材化し、体験的な学習や問題解決的な学習等に生かすよう努める。

3 効果的な指導方法を工夫する。

- (1) 一人一人のこどもに役割や課題をもたせ、互いに認め合いながら自主的に活動したり表現したりする場の設定を工夫する。
- (2) 間接指導時にこどもが個性や能力に応じて自力解決できるよう、直接指導において課題を明確にし、解決の見通しをもてるような工夫を図る。
- (3) 直接指導と間接指導の相互の関連を重視し、「ずらし」と「わたり」を効果的に活用して学習指導を進める。
- (4) 学級の人数やねらい、学習内容等に応じて学習形態を工夫し、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の効果的な活用を図る。
- (5) 少人数の特性を生かして、きめ細かな実態把握をし、学習の方法・手順・話合いの仕方等が身に付くよう支援に努める。
- (6) 学習リーダーやガイドを育成し、主体性の向上及び間接指導の充実に努める。(「平成29・30年度指導資料集第39集『へき地・複式教育ハンドブック』(一般編)」P43を参照)
- (7) 対話的な学びの充実や、社会性、向上心、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (8) 他学級の担任や支援員等との連携を図り、効果的な指導体制の構築に努める。

4 複式の学習指導についての研修を深める。

- (1) 校内研修を計画的、継続的に進める。
- (2) 近隣の学校と授業公開や情報交換をし、研修の充実を図る。
- (3) 校外研修の機会を積極的に利用し、先進校の資料収集や取組状況の把握に努め、指導方法の改善を図る。

関連資料

「平成21・22年度指導資料第35集『へき地・複式教育ハンドブック』(授業実践編)」	(県教育委員会 平成23年3月)
「平成23・24年度指導資料第36集『へき地・複式教育ハンドブック』(算数科編)」	(県教育委員会 平成25年3月)
「平成25・26年度指導資料第37集『へき地・複式教育ハンドブック』(国語科編)」	(県教育委員会 平成27年3月)
「平成27・28年度指導資料第38集『へき地・複式教育ハンドブック』(社会科・理科・生活科編)」	(県教育委員会 平成29年3月)
「平成29・30年度指導資料第39集『へき地・複式教育ハンドブック』(一般編)」	(県教育委員会 平成31年3月)
「令和2・3年度指導資料第40集『へき地・複式教育ハンドブック』(事例編)」	(県教育委員会 令和4年3月)

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるよう努める。

1 小学校低学年における教育全体において、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。

- (1) 生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにする。
- (2) 小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。
- (3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに幼稚園・保育所・認定こども園と小学校がこどもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解するよう努める。
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続をより一層意識し、一人一人の多様性や0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の内容や方法を工夫する。

(幼保小の架け橋プログラムを通して、こどもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で生活や学習の基礎の育成につながるよう、各地域や施設の創意工夫を生かした取組が求められている。)

関連資料

- | | | |
|------------------------------------|---------|---------|
| 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」 | (文部科学省) | 令和4年3月) |
| 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」 | (文部科学省) | 令和4年3月) |
| 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」 | (文部科学省) | 令和5年2月) |

小・中学校「学校訪問」実施要項

1 目的

県教育委員会、東青教育事務所、管内各市町村教育委員会の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内学校教育の現状と教育的課題、教育課程実施上の諸問題を把握するとともに、その解決のために指導・助言し、管内学校教育の充実と教職員の資質向上を図る。

2 内容

学校の実態に即して東青教育事務所学校教育指導の方針と重点（以下「方針と重点」という。）を主な観点として訪問を行う。

※訪問については、管内各町村教育委員会教育長の要請（要請訪問・サポート訪問は併せて各校長の要請）を受けて実施する。

また、青森市立小・中学校への訪問については、青森市教育委員会と協議の上で行う。

3 方法

(1) 計画訪問

項目	内容
目的	① 学校経営、学年経営、学級経営等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて指導・助言をする。 ② 教育課程の編成・実施・評価等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて指導・助言をする。 ③ 学習指導全般、生徒指導、学校保健、学校安全、食育、キャリア教育等に関わる諸問題の把握と指導・助言をする。
期間	① 5月から7月までを原則とする。 ② 1校につき1回の訪問とする。
日程等	当日は、次の内容を参考に、各学校の実情に合わせ自校で訪問の成果が上がるように日程を計画する。 ① 学校経営、教育課程編成・実施等についての話し合い <ul style="list-style-type: none"> ▪ 学校課題、経営方針等 ▪ 学校課題解決のための具体的計画や対策・実践 ▪ 教育課程の編成・実施・評価等 ▪ 学習指導（各種調査結果の分析及び対策等） ▪ 生徒指導（特にいじめ・不登校の状況と個別の対応等） ▪ 校内研修計画、校内研修の日常化への具体的方策 ▪ その他の重点的な実践 ② 一般授業参観 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 一般授業のみの実施でよいが、できるだけ教科等の偏りが無いように配慮する。 ▪ 小学校においては、外国語活動・外国語科のいずれかの授業を含める。（ただし、集中授業を設定したり、別途要請訪問を計画したりしている場合は、必ず一般授業に含める必要はない。） ▪ 複式学級のある学校は、複式の授業を含める。 ▪ ティーム・ティーチングや少人数指導を実施している学校は、その授業を含める。 ③ 分科会 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 一般授業参観を踏まえ、教科等における課題や方策、具体的な手立て等について理解を深める話し合いとする。 ④ 全体会 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 東青教育事務所からの「方針と重点」を説明する時間（20分位）を設定する。 ▪ 集中授業を実施する場合は、全体会終了後に研究協議会を行うよう配慮する。
準備資料	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 学校経営案、学年・学級経営案、学校評価に係る資料 ▪ 全体計画及び年間指導計画等（各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、キャリア教育、特別支援教育、学校保健、学校安全、食育、小学校スタートカリキュラム、危機管理マニュアル、防災計画） ▪ 学力管理に関する資料等（CRT、NRT、全国学力・学習状況調査等各調査結果） ▪ 学校いじめ防止基本方針 ▪ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画（対象となる児童生徒がいる場合） ▪ 研修計画に基づく具体的な実践計画 ▪ 各学年の日課表及び週時程表

項目	内容
資料の送付	① 校内において 実施計画案 が でき次第、授業者及び教科等が決まり次第 、学校訪問担当指導主事に連絡する。（学校訪問担当指導主事が調整後確定となる。） ② 当日の日程表、学習計画案等は、 訪問1週間前 までに電子データ（PDF等）をメールで提出する。（鑑文は不要）
訪問者	① 教育課長及び教育課指導主事全員を原則とする。 ② 教育課主任社会教育主事、県教育委員会指導主事及びSSW等が帯同する場合は、事前に訪問校へ連絡する。
備考	① 学習計画案は、各学校の実態や校内研修の取組等に合わせて以下のア～ウから選択したり、組み合わせたりして決定する。 ア 学習計画略案のみ イ 単元計画のみ（本時部分を詳しく書いたもの） ウ 単元計画と学習計画略案 ※ 「特別の教科道徳」「自立活動」は学習計画略案とする。 ② 集中授業を実施する場合は、（2）要請訪問の学習計画案の内容に準ずる。 ③ 初任者配置校においては、初任者研修で具備すべき書類を準備する。 ④ 中堅教諭等資質向上研修を実施している学校においては、研修で具備すべき書類を準備する。 ⑤ 訪問日を変更する場合は、教頭が主任指導主事に連絡して調整する。

（2）要請訪問

項目	内容
目的	① 各学校の研究計画に基づく課題解決のために、指導・助言をする。 ② 研究指定校・公開発表会等についての問題解決のために、指導・助言をする。
期間	5月から12月までを原則とする。
日程	各学校の実情に合わせて計画する。（授業参観、協議会等）
学習計画案	学習計画案は次の点に留意して作成する。 ▪ 自校の研究計画と要請事項との関連が分かるよう、単元計画（必要に応じて本時の展開）、要請事項に関わる内容を加えた細案とする。 ▪ ねらいを明確にし、学習過程や評価についての工夫を図る。 ▪ 子どもの実態や予想されるつまづきに対する指導の手立てを明確にする。
資料の送付	当日の日程表、要請事項、学習計画案等は、 訪問1週間前 までに電子データ（PDF等）をメールで提出する。（鑑文は不要）
備考	① 要請事項は、抽象的、一般的なものでなく具体的なものにする。 ② 要請事項については、文書による説明や事前の打合せ等を行い、訪問者が問題点と背景をよく理解できるようにする。 ③ 担当指導主事の単独訪問が主となるが、必要に応じて担当以外の指導主事も同行する。 ④ 要請訪問を事務所主管の研修等と兼ねる場合は、教育課長が校長に別途依頼する。

（3）生徒指導研修（令和6年度から）

項目	内容	
目的	各学校の生徒指導力の強化を目指して指導・助言・サポートをする。	
期間	生徒指導研修① （事務所指導主事による講義・演習） 5月から7月まで	生徒指導研修② （生徒指導研修①の振り返り） 9月から12月まで
日程	担当指導主事と相談して決定する。（50分程度）	

（4）サポート訪問

項目	内容
目的	① 学級経営、学習指導、生徒指導、教育相談等に関して、学校の目的に応じた具体的な指導・助言をする。 ② 教員としてのさまざまなスキルの向上を目指して、教員の悩みに寄り添い、継続してサポートする。
サポート方法	訪問（話し合い、授業参観、研修、助言等）、電話、オンライン等
期間	4月から3月まで
日程	担当指導主事と相談して決定する。
申込方法	担当指導主事に電話で申し込む。（※校長の承諾を受けてから）

(5) その他

- ① 計画訪問、要請訪問、生徒指導研修の希望日については、「学校訪問希望日調査書」(別紙様式)にまとめ、令和8年4月14日(火)までにメールで提出する。
- ② ①に基づいて当事務所で調整の上、決定した訪問日を、管内関係町村教育委員会教育長及び校長宛、通知する。
- ③ 学校は、②により通知された訪問日の日程表と学習計画等を所管の町村教育委員会教育長宛、提出する。
- ④ 日程により、昼食が必要となる場合は、訪問者が準備する。

別紙(様式:A4判 縦型)

学校訪問希望日調査書				
			立	学校
1 計画訪問の希望日(5月～7月)				
	希望月日(曜日)・時間	備 考 (集中授業等を実施する場合は教科等を記入)		
第1希望日	月 日 () : ~ :			
第2希望日	月 日 () : ~ :			
第3希望日	月 日 () : ~ :			
2 要請訪問の希望日(5月～12月)				
	希望月日(曜日)・時間	要請する教科等	要請する指導主事	備 考
第1希望日	月 日 () : ~ :			
第2希望日	月 日 () : ~ :			
第3希望日	月 日 () : ~ :			
3 生徒指導研修の希望日				
◎ 生徒指導研修①(5～7月)				
<input type="checkbox"/> (1) 計画訪問と同日を希望する(下の表のテーマのみ選択 <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> (2) 計画訪問と別日を希望する(下の表に記入)				
	希望月日(曜日)・時間	希望するテーマ(いずれか1つを選択 <input checked="" type="checkbox"/>)		
第1希望日	月 日 () : ~ :	<input type="checkbox"/> 不登校対応 <input type="checkbox"/> いじめ対応 <input type="checkbox"/> 保護者対応	※令和6年からの3年間で全てのテーマの研修を行えるようにできるだけ前年度までと異なるテーマを選択する。(学校事情がある場合を除く)	
第2希望日	月 日 () : ~ :			
第3希望日	月 日 () : ~ :			
◎ 生徒指導研修②(9～12月)				
<input type="checkbox"/> (1) 校内研修として学校のみで実施する <input type="checkbox"/> (2) 指導主事が参加して実施する(下の表に記入、対面かオンラインに○印)				
	希望月日(曜日)・時間	対面	オンライン	
第1希望日	月 日 () : ~ :			
第2希望日	月 日 () : ~ :			
第3希望日	月 日 () : ~ :			
<提出先メールアドレス> tosei_kyouiku@pref.aomori.lg.jp 東青教育事務所 主任指導主事宛 (東青教育事務所教育課メールアドレス)				

電話等による教育相談について

県教育委員会、各市町村教育委員会及び関係機関では、学校関係者、保護者、こどもの悩みや問題（こどもの問題行動、いじめ、不登校、子育て、児童虐待等）についての相談に応じています。

〔県教育委員会関係〕

区分	電話番号等	開設曜日	開設時間帯	相談内容
設置教育委員会等				
文部科学省・青森県教育庁学校教育課 24時間子供SOSダイヤル	☎ 0120-0-78310 ☎ 017-734-9188	毎日	24時間受付	いじめ、虐待、不登校等に関する悩み相談
青森県教育庁学校教育課 生徒指導相談電話	☎ 017-722-7434	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	いじめ、不登校、学校教育全般に関する相談
青森県総合学校教育センター 教育相談課・こころの教育相談センター 電話相談	☎ 017-728-5575	月～金 (祝日、年末年始や期間外は留守番電話で対応)	8:30～17:00	こどもの成長過程で起こる様々な教育上の問題に関する相談
面接相談	☎ 017-728-5575	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00	
土曜教育相談 特別支援教育課	☎ 017-728-5575	月1回不定期	9:00～12:00	
特別支援教育に関する教育相談	☎ 017-764-1991	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00	
特別支援教育に関する土曜教育相談	☎ 017-764-1991	月1回不定期	9:00～17:00	
青森県総合社会教育センター すこやかほっとライン 電話相談	☎ 017-739-0101	月・水・木 (祝日、年末年始を除く)	13:00～15:00	こどもに関する悩みや家庭教育全般に関する相談
メール相談	青森子育てネットHPよりアクセス	毎日	24時間受付	

〔市町村教育委員会関係〕

青森市教育研修センター教育相談室 フレンドリーダイヤル 電話相談	☎ 017-743-3600	毎日	9:00～21:00	いじめ、不登校、療育・就学相談等の相談
面接相談 ※要予約	☎ 017-743-3600	月・水・金 火・木	9:00～16:30 9:00～21:00	
メール相談	✉ friendly_dial@city.aomori. aomori.jp	毎日	24時間受付	
青森市教育委員会指導課 少年非行等に関わる相談	☎ 017-718-1869 ☎ 017-744-5770	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	学校教育全般、少年非行や被害等の相談
平内町教育委員会	☎ 017-755-2565	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～16:00	いじめ、不登校、学校教育全般に関する相談
外ヶ浜町教育委員会	☎ 0174-31-1235			
今別町教育委員会	☎ 0174-35-2157			
蓬田村教育委員会	☎ 0174-31-3111			

[関係機関]

設置関係機関等	区分	電話番号	開設曜日	開設時間帯	相談内容
こども家庭庁 児童相談所虐待対応ダイヤル		☎ 189	毎日	24時間受付	児童虐待、こどもの福祉に関する様々な相談、養育上の悩みや非行等の相談
こども家庭庁 児童相談所相談専用ダイヤル		☎ 0120-189-783	毎日	24時間受付	
青森県中央児童相談所 児童相談 こども虐待ホットライン		☎ 017-781-9744 ☎ 0120-71-6552	月～金 (祝日、年末年始を除く) 毎日	8:30～17:15 24時間受付	
厚生労働省 こころの健康相談統一ダイヤル		☎ 0570-064-556	月～金	18:30～22:30 (22時まで受付)	心の悩みや困りごと等の相談
青森県立精神保健福祉センター こころの電話		☎ 017-787-3957 ☎ 017-787-3958	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～16:00	
法務省 こどもの人権110番 メール相談、LINE相談		☎ 0120-007-110 こどもの人権110番HPよりアクセス	月～金	8:30～17:15	いじめ、体罰等の人権問題等の相談
青森県こども家庭部県民活躍推進課 子ども・若者総合案内		☎ 017-777-6123	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00	こどもの悩みに応じた相談
青森県子ども家庭支援センター 総合相談		☎ 017-775-8080	毎日 (水曜日、年末年始を除く)	9:00～16:00	子育てや出産等子どもと家庭に関する相談
青森県警察本部警察安全相談室		☎ 017-735-9110 短縮番号：#9110	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	犯罪等による被害の未然防止に関する相談
青森県警察本部人身安全対策課 青森少年サポートセンター 新町センター		☎ 0120-58-7867	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15	少年非行、犯罪被害、家出・無断外泊等に関するこどもやその家庭からの相談
青森警察署生活安全課 青森少年サポートセンター 安方センター		☎ 017-776-7676	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15	
青森少年サポートセンター 少年サポートメール		✉ youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp	毎日	24時間受付 (回答は2～3日後、土日祝日、年末年始を除く)	
青森市子どもの権利相談センター 電話相談 メール相談		☎ 0120-370-642 ✉ ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp	月～金 (祝日、年末年始を除く) 毎日	10:00～18:00 24時間受付	いじめ、体罰、子どもの権利侵害等の相談

※上記内容は、令和8年3月末で取りまとめたものです。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

1 スクールカウンセラー（SC）

（1）派遣の目的

児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの生徒指導上の様々な課題に適切に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、教育相談体制の充実を図る。

（2）主な職務

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③ 教職員に対する校内研修の助言
- ④ 県教育委員会主催研修会や地区毎の研修、情報交換会等への参加

（3）派遣について

- ① 定期派遣
市町村教育委員会の要望に応じて、小・中学校にスクールカウンセラーを派遣する。
- ② 緊急派遣
緊急に専門的なカウンセリング等の支援が必要な小・中学校への派遣については、市町村教育委員会からの要請に基づき、スクールカウンセラーを派遣する。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

（1）派遣の目的

いじめ、不登校、こどもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取りまく環境からその状況の改善を図ることを目的として、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、その支援を行う。

（2）主な職務

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（3）派遣について

町村教育委員会のすべての小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。
※市は別途実施

特別支援教育巡回相談員制度について

1 趣 旨

東青管内の特別支援教育を充実させるために、特別支援教育巡回相談員設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、各校からの要請に応じて特別支援教育巡回相談員（以下「相談員」という。）を派遣し、

- 小・中学校における特別支援教育の視点を踏まえた学級（教室）経営及び学習指導の改善
 - 校内支援体制の強化
 - 児童生徒に対する適切な対応
- に向けた助言を行う。

2 巡回相談の主な実施内容

- 校内研修会の講師
- 校内での支援体制に関する助言
- 実態把握と指導に関する助言
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成や活用に関する助言
- 自立活動の取組に関する助言
- 交流及び共同学習に関する助言
- 進路に関する助言
- 家庭との連携に関する助言
- 検査結果の見方に関する助言
- その他

※次の事項については実施できないので注意すること。

- 児童生徒に対する直接の指導・検査等の実施
- 保護者に対する面談

3 派遣要請

巡回相談員の派遣は、原則として年間を通じて計画的に行う。

このため、派遣を希望する学校は、下記により派遣要請書（別紙様式）を提出すること。

なお、年度途中で要請の必要が生じた場合は、東青教育事務所の担当まで直接連絡すること。

（1）提出期限

令和8年4月24日（金）

（2）提出先及び提出方法

東青教育事務所教育課宛の電子メール添付による。

※東青教育事務所教育課メールアドレス tosei_kyouiku@pref.aomori.lg.jp

（3）派遣要請書作成要領

①派遣を要請する日程

1年間（6月上旬～2月上旬）を見通した上で要請すること。

②派遣を要請する時間

以下を参考に2～3時間程度で計画すること。

- 午前のみ又は午後のみで、2～3時間
- 午前の1時間と午後の2時間、実質計3時間程度（ただし時間は連続すること）など

③児童生徒の実態

巡回相談を効果的に実施するため、対象となる児童生徒一人一人の実態（学年、性別、在籍学級種、生活の様子、障がいの程度等）が把握できるよう具体的に記載すること。

4 巡回相談実施後における報告書の提出

巡回相談員の派遣を受けた学校は、その都度、特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）を訪問終了後2週間以内に、東青教育事務所教育課宛の電子メール添付で提出する。

※東青教育事務所教育課メールアドレス tosei_kyouiku@pref.aomori.lg.jp

5 その他

- (1) 相談員の旅費は、県教育委員会が負担する。
- (2) 相談員の配置の決定は、5月下旬となる。
- (3) 訪問日時等については、相談員と相談のうえ決定し、各学校に通知する。
- (4) **児童生徒の実態把握のために要請する場合は、相談員が観察する時間を十分に確保するため、対象となる児童生徒を1回当たり2名以下となるよう計画し、授業は児童生徒の実態把握がしやすい内容にすること。**
- (5) **訪問日時決定後、要請校から相談員にできるだけ早く連絡をして日程等の確認をすること。また、要請内容の変更（特に障がい種に関わること）がある場合も相談員へ速やかに連絡をすること。**
- (6) 「特別支援教育巡回相談員の派遣要請書（別紙様式）」、「特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）」は、東青教育事務所ホームページ内教育課のリンクからダウンロードできる。（パスワードは管内校長会議・教頭会議でお知らせする。）

東青教育事務所ホームページURL

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-tosei/main.html>

ダウンロード先



記入例

別紙様式

提出日 令和 8年 4月 7日

特別支援教育巡回相談員の派遣要請書

学校名

東青市立東青小学校

校長名

東 青子

担当者名

青森 太郎

要請の回数	要請日時		要請内容の概要
1	第1希望	6月3日 (水) 13:45 ~ 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握と指導に関する助言 ・家庭との連携に関する助言 ・校内での指導体制に関する助言
	第2希望	6月5日 (金) 13:15 ~ 15:15	
2	第1希望	7月10日 (金) 13:45 ~ 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動の取組に関する助言 ・交流及び共同学習に関する助言
	第2希望	7月17日 (金) 13:15 ~ 15:15	
3	第1希望	9月1日 (火) 13:00 ~ 14:30	【講義】 校内学習会等の講師 集中力が持続する教室環境について
	第2希望	9月22日 (水) 13:00 ~ 14:30	

児童生徒について

学級種

自閉症・情緒障がい学級

1人目

学年学級

3年はやぶさ学級

児童生徒のイニシャル

DH

性別

男

実態

R4.5/10 ○○病院受診 自閉スペクトラムと診断。

△年生へ進級時に、はやぶさ学級へ転籍。

学習面では、漢字は1年生漢字は書けるが字は粗末。音読は指さししながら読み進めている。計算は、かけ算を1～4の段まで言うことができる。生活面では、勝ち負けにこだわりがあり、同学級の5年生男児にライバル心を抱いており、負けると手を出す。クールダウンするまでに1時間以上かかる。

2人目

学年学級

5年はやぶさ学級

児童生徒のイニシャル

SK

性別

男

実態

4年生12月に●●県△市から転入。

放課後デイサービスに週3回通っている。

学習面では遅れはあまり見られない。但し、習字や図画工作でうまくかけない時に奇声を上げながら机や壁に頭をぶつけ続ける。生活面では、友達を馬鹿にするような言動が多いため、同学級の3年生男児とトラブルが絶えない。

(様式第3号)

特別支援教育巡回相談員活用報告書

学校名	校長氏名
-----	------

訪問期日	令和 年 月 日 (曜日)
巡回相談員 職名・氏名	
1 主な日程	
2 校内支援体制の概要	
3 学級の概要 通常 特支(知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱)	
※対象となる児童生徒が在籍する学級について記載する。	
4 要請課題	

5 助言や援助の概要

6 特別支援教育巡回相談員訪問に係る成果等

※「3 学級の概要」には、対象となる児童生徒が在籍する学級について記載する。

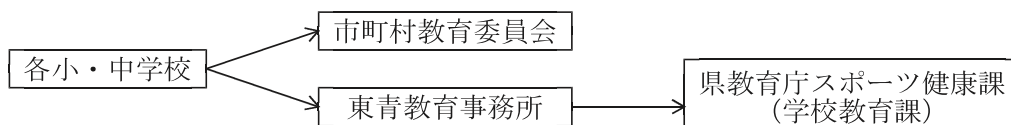
※「6 特別支援教育巡回相談員訪問に係る成果等」には、特別支援教育巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容を含めて記載する。

事故、事件、集団かぜ等の報告について

1 児童生徒の事故、事件(生徒指導関係を含む)、火災・自然災害等の場合

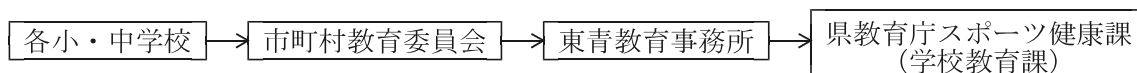
(1) 緊急を要する場合

(生命に関わる重大な事故、事件、警察や消防等に協力を依頼しなければならない重大な事故、事件及び集団下校や授業の打ち切り等特別な措置をとった場合等)



- 各小・中学校は、市町村教育委員会及び東青教育事務所に対して速やかに電話で報告する。その後の状況についても、引き続き報告する。
- 各小・中学校は報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。
- 市町村教育委員会は、報告書の写しを東青教育事務所長へ提出する。

(2) 緊急を要しない場合



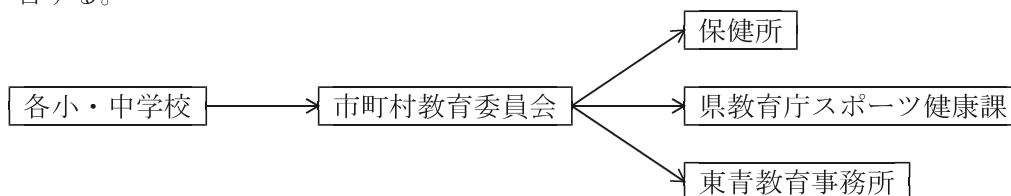
- 各小・中学校は報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。
 - 市町村教育委員会は、報告書の写しを東青教育事務所長へ提出する。
- ※生徒指導関係は、各期の児童生徒指導状況報告書の提出をもって、報告に代える。

【参考】 「児童生徒の事故発生時における報告について」 令和7年4月1日付青教ス号外

2 集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の場合

(1) 集団かぜ(インフルエンザ様症状等)の発生時

学校において集団的な措置(臨時休業等)をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告する。

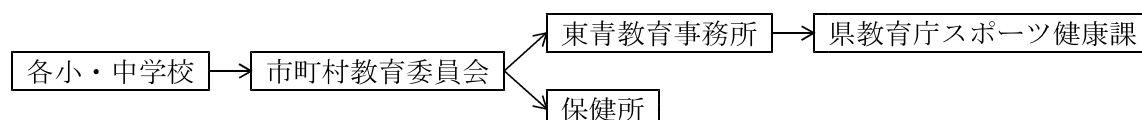


- 各小・中学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、市町村教育委員会に電話報告をする。また、必要に応じて、学校医等の意見に基づき措置を講ずる。
- 市町村教育委員会は、学校の入力内容を確認し、不備があれば修正の上、保健所に連絡するとともに、県教育庁スポーツ健康課、東青教育事務所に電話報告をする。
- 生命に関わる重大な症状を呈した場合、各小・中学校から東青教育事務所にも電話報告をする。

【参考】 「インフルエンザ等の予防について」 令和7年4月2日付青教ス第9号

(2) 麻しん・風しんの発生時

欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告する。

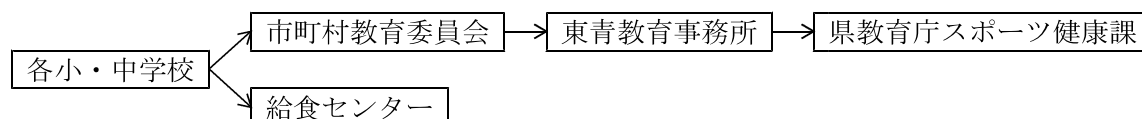


- 各小・中学校は、市町村教育委員会に電話で一報を入れ、確定診断後に「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力する。
- 市町村教育委員会は、学校の入力内容を確認し、不備があれば修正の上、保健所に連絡するとともに、東青教育事務所に電話報告をする。

【参考】 「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン（学校・保育所等編）」平成20年9月5日
(平成27年3月31日一部改正)

(3) 食中毒・経口感染症等の発生時

学校給食において発生が疑われる場合は、下記の流れにより速やかに報告する。



- 各小・中学校は、市町村教育委員会及び給食センターに電話で一報を入れた後、市町村教育委員会に所定の様式による報告を行う。
- 市町村教育委員会は、東青教育事務所に所定の様式で報告するとともに、その後の動向や患者数の推移等について終焉^{えん}するまで、毎日、東青教育事務所に報告する。
- 生命に関わる重大な症状を呈した場合、各小・中学校から東青教育事務所に電話報告をする。

【参考】 「学校給食における衛生管理の徹底について」 令和7年4月2日付青教ス第15号

教 育 課

(社 会 教 育)

ウェルビーイングの向上を目指して

I 方 針

東青教育事務所では、青森県教育委員会の「社会教育行政の方針と重点」「文化財保護行政の方針と重点」「体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」並びに管内各市町村の実情を踏まえ、以下3つの方針と6つの重点を掲げることにしました。

1 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進

地域住民一人一人が、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進に取り組む。

（重点1）学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

- 地域住民による学校支援、放課後のこどもたちの居場所づくり、地域特性を生かした体験活動の充実
- 地域学校協働活動推進員の配置、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的促進
- 企業等と連携した出前授業・職場見学・職場体験等によるキャリア教育の推進
- 読書団体・ボランティア等による読み聞かせ、学校図書館の整備などの読書習慣形成の取組
- PTAと連携した家庭教育学級の開催や保護者交流の場づくり等、家庭教育支援の継続

（重点2）地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- 住民が主体的に参加するイベントの開催、地域団体とのネットワークづくり
- 地域活動の実践者・コーディネーター・若者を育成することによる地域コミュニティの活性化
- 地域活動を支える人財の発掘・育成とネットワーク形成の継続的支援

（重点3）人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- 各種講座・教室の開催、学習機会の提供、相談体制整備、学習成果を生かした社会参加支援
- 多様な主体が学べる環境整備、ICTを活用した学習環境づくりと学びの充実
- 広報誌や情報共有ツールによる学習情報提供の充実
- 学習相談体制の充実と、デジタル・デバイド解消への取組

（重点4）社会教育推進のための基盤整備

- 社会教育計画に基づく首長部局との連携による社会教育振興
- 中長期的ビジョンに基づいた計画策定と見直し
- 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- 社会教育関係職員の養成と資質向上等の継続的な取組

2 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用の推進

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に取り組む。

(重点5) 文化財の保護・保存と公開・活用

- 文化財の保護・保存、学習機会の提供
- 展示施設の整備や利用しやすい環境づくりの推進
- 地域と学校の連携による伝統芸能の継承
- 指導者の発掘・育成、学校・家庭・地域の連携による活動の充実

3 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に取り組む。

(重点6) スポーツの推進

- 各種スポーツイベントの開催と定着及び団体・サークル等で活動する人財の育成
- 誰もが安全にスポーツを楽しめる環境整備とこどものスポーツ活動の充実による裾野拡大
- スポーツ推進委員との連携、世代を超えて楽しめるスポーツの普及

Ⅱ 重 点

社会教育行政の方針を踏まえ、1～6までの重点と具体的な実践事項を示しました。
 なお、**実践項目の太字は、東青教育事務所の今年度の重点課題**です。

1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

実践項目	実践事項
(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	① コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の設置を進める。 ② 地域学校協働活動推進員の人財確保と資質向上に努める。 ③ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努める。
(2) キャリア教育支援の仕組みづくりの推進	① 地域の企業、NPO、大学等との連携・協働による教育支援活動を充実させる。 ② 学校・家庭・地域が協働したキャリア教育の推進に努める。
(3) こどもの読書活動の充実	① 各市町村のこども読書活動推進計画に基づき、こどもの読書活動の推進に努める。 ② 学校・家庭・地域が連携・協働し、こどもの読書活動の充実に努める。 ③ こどもの読書活動を支援するボランティアの育成とネットワーク化に努める。
(4) 家庭教育支援体制の充実	① 多くの保護者が集まる機会を利用したり、首長部局や関係機関と連携したりするなど、参加しやすい学習機会の提供に努める。 ② 身近な地域において、家庭教育に関する情報提供や相談対応が、より幅広い世代にできるような体制づくりに努める。 ③ 地域における家庭教育支援を担う人財の育成や体制の整備に努める。
(5) こどもの体験活動の推進	① こどもの社会体験活動、自然体験活動、文化芸術活動等の機会の充実に努める。 ② 放課後や週末等のこどもの居場所における様々な体験活動の充実と安全・安心の確保に努める。

関連資料

「キャリア教育を進めるための 出前授業、職場体験活動ハンドブック」	(県教育委員会 平成25年3月)
「つながろう地域と！つなげよう未来へ！地域のかで夢を育む教育支援活動プログラムメニュー集」	(県教育委員会 平成26年3月)
「あおり親楽プログラム(3 支援者編)」	(県教育委員会 平成27年3月)
「学びとつながりを生み出す家庭教育支援の在り方に関する提言」 (第32期青森県社会教育委員の会議)	平成28年10月)
「あおり親楽プログラム特別編～乳幼児期(0～3歳)の生活習慣～」	(県教育委員会 平成29年3月)
「あおり親楽プログラム特別編2～幼児期(4～6歳)の生活習慣～」	(県教育委員会 平成30年3月)
「今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動ー地域学校協働活動ハンドブッケー」	(県教育委員会 平成31年3月)
「地域の子カラで家庭を支える！実践事例から学ぶ 家庭教育連携・協働ハンドブック」	(県教育委員会 令和2年3月)
「改訂版あおり親楽プログラム(1 乳幼児・小学生編)」	(県教育委員会 令和3年3月)
「改訂版あおり親楽プログラム(2 中・高校生編)」	(県教育委員会 令和4年3月)

2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

実践項目	実践事項
(1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成	① 地域活動の実践者及び様々な団体や個人をつなぐコーディネーターの発掘と育成に努める。 ② 地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保するとともに、活動への継続的な支援に努める。
(2) 郷土に誇りを持ち、地域の次代を	① 若者の声やニーズを若者自身が具現化する機会を提供するなど、若者が地域活動に主体的に関わる場を提供する。

担う若者の育成	② 高校生や大学生を巻き込んだ事業を実施するなど、若者と地域社会を結びつけることで、郷土への誇りを高め、良さを実感させる。
(3)地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援	① 地域活動に関わる実践者が情報を共有できる体制づくりと、協働して活動できる場の提供に努める。 ② 地域活動の実践者、指導者、コーディネーターを始め、大学、企業、団体、NPO等のネットワーク形成に努める。

関連資料

- 「人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について(答申)」 (青森県生涯学習審議会 令和2年10月)
「『学び直し』応援情報誌 [リ・ラーンあおもり] Re-Learn Aomori」 (県教育委員会 令和3年3月)

3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

実践項目	実践事項
(1)県民の学び直しやリカレント教育の推進	① 住民の主体的なキャリア形成を促すため、産学官民によるネットワークを活用する等学び直しやリカレント教育の機会の充実に努める。 ② ICT等を活用した学びを工夫する等、誰もが生涯にわたって意欲を持って学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに取り組む。
(2)県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進	① 社会参加活動に関する学習の機会や身近でできる社会参加活動の機会の拡充に努める。 ② 社会参加活動に関する、情報の収集・提供と相談体制の充実、関連団体とのコーディネートに努める。 ③ 適切に学習機会を選択し、自主的な学習を継続できるよう、広域的な学習情報の収集及び多様な方法での情報提供、相談体制の充実に努める。
(3)性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進	① 高齢者や障がい者をはじめとする住民の多様なニーズや地域課題に即した学習プログラムの開発と、関係機関と連携した学習機会の提供に努める。

関連資料

- 「公民館でまちをイキイキ！～地域で考え行動する公民館機能活性化事業成果報告書～」 (県教育委員会 平成27年3月)
「青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進に在り方について」 (青森県生涯学習審議会 令和4年10月)

4 社会教育推進のための基盤整備

実践項目	実践事項
(1)社会教育推進体制の充実	① 社会教育に関する各種計画の策定や見直しに努める。 ② 社会教育委員等の資質の向上を図るために、関係する研修への参加促進に努める。 ③ 首長部局や各種団体、他市町村等との一層の連携に努める。
(2)社会教育施設の機能の充実と活用の促進	① 社会教育施設の機能の充実に努める。 ② 多様な学習ニーズに対応できる学習情報の収集と提供、学習資料の整備充実に努める。
(3)社会教育関係職員等の養成と資質の向上	① 市町村教育委員会における職員の適正配置に努める。 ② 社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。 ③ 社会教育関係職員等の各種研修への参加促進に努める。

5 文化財の保護・保存と公開・活用

実践項目	実践事項
(1)文化財の保護・保存	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発に努める。 ② 各種文化財の調査を実施し、記録を作成するとともに、文化財指定等の推進に努める。 ③ 文化財の保存・修理等の計画的な実施に努める。
(2)文化財の公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財の公開・活用を促進し、住民が文化財に親しみ、触れる機会の充実に努めるとともに、デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用と情報発信に努める。 ② 出前講座、資料の貸し出し等、学校、地域及び団体の学習支援に努める。 ③ 文化財や関連施設をネットワーク化し、広域的公開・活用に努める。 ④ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組を推進する。
(3)伝統芸能・技術の継承	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の伝統芸能・技術の継承を図るため、保存団体の活動状況を把握し、後継者の育成に努める。 ② 伝統芸能・技術保存の意欲と意識を高めるため、新たな発表機会等の創出に努める。

関連資料

「青森県文化財保存活用大綱」

(県教育委員会 令和3年1月)

6 地域スポーツの推進

実践項目	実践事項
(1)地域住民のスポーツ参画人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 若者のスポーツ活動を推進するために、時間や場所に捉われず、気軽にスポーツを楽しめる場づくりに努める。 ② 働く世代及び子育て世代のスポーツ活動を推進するために、「職場の理解と協力」「親子や家族」をキーワードとした環境づくりに努める。 ③ 高齢者のスポーツ活動を推進するために、身近で誰もがスポーツや運動に親しむことのできる環境づくりに努める。 ④ 地域で、保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室やスポーツイベント開催の推進に努める。 ⑤ 総合型地域スポーツクラブの創設・運営に関する情報提供や運営研修会等を開催するとともに、クラブ間のネットワークを形成し、連携強化に努める。 ⑥ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の広報を積極的に行い、子どものスポーツへの参加機会の充実に努める。
(2)スポーツを通じた活力ある社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ指導者、スポーツボランティア、スポーツ推進委員等、地域のスポーツ活動を支える人財の養成に努める。 ② 地域のスポーツ活動の場となる学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用や、多様なニーズに対応できる環境づくりに努める。 ③ スポーツ・運動に対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施率を増やすことにより、健康寿命の延伸を図る。 ④ スポーツ大会やスポーツイベント等を通して交流活動を推進し、スポーツを活用したまちづくりや地域の活性化の推進に努める。 ⑤ 地域の魅力あるスポーツコンテンツを最大限に活用し、多様なニーズに対応したスポーツ情報発信体制の整備に努める。

関連資料

「青森県スポーツ推進計画」

(県教育委員会 令和5年1月)

市町村教育委員会訪問実施要項

1 目 的

県教育委員会、東青教育事務所、市町村教育委員会の社会教育行政等の方針と重点を踏まえ、管内社会教育の現状と課題を把握するとともに、その解決のために助言・援助をし、管内社会教育の充実に資する。

2 内 容

管内各市町村の実態に即して前掲（P 5 2～P 5 6）の「Ⅰ方針」「Ⅱ重点」を主な観点として訪問を行う。

3 方 法

訪問については、下記により実施する。

（1）計画訪問

項 目	内 容
目 的	生涯学習・社会教育推進等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて助言・援助をする。
実施時期等	① 10月から11月までを原則とする。 ② 1町村につき1回の訪問とする。
訪 問 者	教育課長、社会教育担当者等
日 程	当日は次の内容を参考の上、各教育委員会の実情に合わせて訪問の成果が上がるよう日程を計画する。 ① 市町村教育委員会からの説明 ▪ 今年度実施した社会教育関係事業の成果と課題 ② 東青教育事務所からの説明及び情報提供 ▪ 県及び東青管内の社会教育・生涯学習の状況について ③ 全体協議 ▪ 「東青の重点課題」への取組状況等について ▪ 特に話題にしたい事項等 訪問時間は、午前又は午後の1時間30分～2時間程度とする。
準備する資料	訪問の効果を高めるために、次の資料を訪問当日までに準備する。 ▪ 今年度実施した事業に関する資料 ▪ その他参考資料
訪問までの手順	① 教育事務所は、訪問期日・訪問者について各市町村教育委員会と連絡・調整する。 ② 各市町村教育委員会は、訪問日2週間前まで、『社会教育計画訪問について』別紙様式（P 5 8様式）を教育事務所長宛、提出する。
備 考	訪問日を変更する必要がある場合は、連絡をとり調整する。

(2) 事業訪問

項 目	内 容
目 的	管内市町村で実施している社会教育関連事業を訪問し、事業の状況を把握するとともに、県における社会教育関連事業構築の参考とする。
期 間	年間を通じて行う。
訪 問 者	社会教育担当者等
日 程	事業実施日時に合わせて行う。
訪問までの手順	① 教育事務所は、訪問事業・日程について各市町村教育委員会と連絡・調整する。 ② 教育事務所は、訪問する事業を決定し、各市町村教育委員会へ連絡する。
備 考	県の委託事業や東青教育事務所の重点課題解決に向け取り組んでいる事業、また、各市町村における特色ある事業を訪問する。

4 そ の 他

- ① 市町村の各種集会、講座等の講師、助言者として要請がある場合は、事前に電話等で連絡し、10日前までに『派遣依頼』（様式は任意とする）を教育事務所長宛、提出する。
- ② 各小中学校が地域社会との連携・協働により教育活動を行う場合に、社会教育主事の助言が必要であれば訪問に応じる。要請がある場合は事前に電話等で連絡し、10日前までに『派遣依頼』（様式は任意とする）を教育事務所長宛、提出する。

社会教育計画訪問について（様式：A4判 縦型）

東青教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日
	○○○教育委員会教育長 (公印省略)
<p>社会教育計画訪問について</p>	
次のとおり提出します。	
1	日 時 令和 年 月 日 (曜日) ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○
2	場 所
3	日 程
4	出 席 者

管内社会教育関係団体及び関連事業事務局

	名 称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	東青地区社会教育委員連絡協議会	今別	外ヶ浜	外ヶ浜	青森	青森
2	東青地区公民館連絡協議会	平内	外ヶ浜	外ヶ浜	蓬田	蓬田
3	東青地区読書団体連絡協議会	今別	・	・	・	・
4	地域スポーツ推進事業	今別	外ヶ浜	蓬田	青森	平内
5	スポーツ推進委員東青地区研修会	外ヶ浜	平内	青森	今別	蓬田
6	東郡連合PTA事務局・研究大会	今別	平内	外ヶ浜	蓬田	蓬田

管内市町村の主な社会教育施設(教育委員会所管)

市町村	公民館	公立図書館	博物館等	青少年教育施設	その他の社会教育施設
青森市	中央館 青森市中央市民センター、青森市浪岡中央公民館 地区館 青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、青森市浪岡北中野公民館、青森市浪岡本郷公民館、青森市浪岡野沢公民館、青森市浪岡女鹿沢公民館、青森市浪岡大杉公民館 分館 小柳分館、松森分館、筒井分館、中筒井分館、西滝分館、相野分館、西田沢分館、飛鳥分館、瀬戸子分館、内真部分館、左堰分館、小橋分館、後潟分館、白旗野分館、戸門分館、鶴ヶ坂分館、岡町分館、三内分館、石江分館、岩渡分館、細越分館、安田分館、高田分館、野沢分館、浪館分館、田茂木野分館、大矢沢分館、合子沢分館、雲谷分館、戸山分館、駒込分館	青森市民図書館	青森市森林博物館 青森市中世の館 あおもり北のまほろば歴史館 縄文の学び舎・小牧野館 小牧野の森・どんぐりの家	青森市浪岡細野山の家	リンクステーションホール青森(青森市文化会館) リンクモア平安閣市民ホール(青森市民ホール) カクヒログループスーパーアリーナ(青森市総合体育館) 青森市合浦亭 協同組合タッケン美術展示館(青森市民美術展示館) 青森市西部市民センター 青森市古川市民センター 青森市沖館市民センター 青森市油川市民センター 青森市荒川市民センター 北部地区農村環境改善センター 青森市勤労青少年ホーム(サンピア)
平内町	中央館 平内町公民館 分館 小豆沢公民館、浦田公民館、狩場沢公民館、松野木公民館、沼館公民館	平内町立図書館	平内町歴史民俗資料館	平内町勤労青少年ホーム	
外ヶ浜町	中央館 外ヶ浜町中央公民館 地区館 外ヶ浜町蟹田公民館		大平山元遺跡展示施設むいもん館		
今別町	中央館 今別町中央公民館				町民ふれあい文庫 いまべつ総合体育館
蓬田村	中央館 蓬田村中央公民館 分館 中沢分館、長科分館、阿弥陀川分館、蓬田分館、郷沢分館、瀬辺地分館、広瀬分館、高根分館				蓬田村文化伝承館 蓬田村ふるさと総合センター

總 務 課

I 庶務關係

II 學務關係

III 學校事務訪問

I 庶務関係

各書類提出期限一覧

提出書類名		提出期限	説明
◆ 例年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願	4月1日	本年度の前渡資金取扱者を報告（異動がない場合も提出）
2	主任等発令一覧	4月13日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	通常学級担任一覧	〃	学級担任手当支給のため、本年度の担当者を報告
5	赴任旅費請求書	4月21日	定期異動による赴任者分を提出（新採用者も含む）
6	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
7	期末勤勉手当除算期間調査書（6月期）	5月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
8	現金受領額B報告書（6月期末勤勉手当用）	6月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
9	児童手当現況届	6月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	諸手当に係る現況届（扶養手当等）	7月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
11	寒冷地手当世帯等区分届出書（年度初回分）	10月上旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
12	期末勤勉手当除算期間調査書（12月期）	10月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
13	現金受領額B報告書（12月期末勤勉手当用）	11月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
14	年末調整関係 各控除申告書（本年分）	11月上旬	所得税の年末調整のために提出
15	〃 扶養控除等（異動）申告書（翌年分）	12月中旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
16	扶養親族状況調査書	3月中旬	扶養手当について、扶養親族の翌年度の状況確認のために全校提出
◆ 例月 ◆			
1	現金受領額B報告書（給与分）	給与事務年間予定表参照のこと （別途通知）	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書（特殊勤務手当、時間外勤務手当）		1か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書・出勤簿の写し		1か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	介護休暇簿・出勤簿の写し		1か月ごとに介護休暇の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
5	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（本年分）、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に（本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り）提出
3	通勤・住居手当報告書（学校長が認定する手当）		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の受給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の受給要件に変更が生じたときに提出
7	主任等発令・変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	通常学級担任一覧変更		学級担任に変更が生じたときに提出
10	児童手当認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
11	児童手当額改定認定請求書・額改定届		当該手当の受給額が増減する事実が生じたときに提出
12	児童手当受給事由消滅届		当該手当の受給要件を欠くに至ったときに提出
13	児童手当氏名・住所等変更届		当該手当の受給者に変更が生じたときに提出
14	給与等の口座振込（変更）申出書		通年（6月、11月、12月給与後除く）
15	旅費相手方登録入力（依頼）票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に事務所に連絡の上、提出（電算職員）
16	相手方登録入力（依頼）票	速やかに	給与及び旅費の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限にかかわらず事務所に確認の上、提出（臨時講師等）

◆詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。

◆各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

給与・旅費に係る事務の留意点

1 給与関係

(1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

(2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、通年（6月、11月、12月給与後を除く）とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、相手方登録入力（依頼）票の提出が必要となる。）※給与の振込口座と旅費の振込口座が同一の場合であっても、旅費相手方登録入力（依頼）票の提出も忘れずに行うこと。
 - イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月
 - ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）
- ※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

(3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。
- イ 前渡資金口座は、返納する場合を除き、当日中に精算し、口座残高を0円とすること。
- ウ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。
- エ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。
- オ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後に入金となる場合があるの

で注意すること。)

(4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）、義務教育等教員特別手当（学級担任の変更発令）

イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

(5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

ウ 現金受領額B報告書

- ・前月給与時と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄としないこと。
- ・支給区分、記入者は忘れずに記入すること。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

<給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 住居手当認定マニュアル
- 通勤手当認定マニュアル
- 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
- 青森県職員児童手当事務取扱要領…教育事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）

2 旅 費 関 係

(1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

(2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないよう注意すること。

(3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 旅費請求書は、旅費請求総括票に記載されている順番に並べること。
- ウ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- エ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、旅費相手方登録入力（依頼）票に、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- オ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の21日前までに事務所に到着するよう提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり → 振替日〇月〇日」等）
- キ 令和8年度から旅費制度が改正となるので、注意するとともに、不明な点は東青教育事務所に問い合わせること。

(4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

<旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

Ⅱ 学 務 関 係

学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
	単 式 学 級	3 5	
2 個 学 年 複 式 学 級 (※ 1)	第 1 学 年 の 児 童 を 含 む 場 合	8 (4)	8 (4)
	第 1 学 年 の 児 童 を 含 ま ない 場 合	1 6 (8)	
特 別 支 援 学 級 (※ 2)	8		8

※ 1 「2 個 学 年 複 式 学 級」とは、引 き 続 く 2 の 学 年 の 児 童 又 は 生 徒 で 編 制 す る 学 級 を い い、() 内 の 数 字 は、2 の 学 年 の 間 に 児 童 又 は 生 徒 の 存 し ない 学 年 が あ る 場 合 (い わ ゆ る 「 飛 び 複 式 学 級 」) の い ず れ か 一 方 の 学 年 の 児 童 生 徒 数 で あ る。

※ 2 「特 別 支 援 学 級」は、2 以 上 の 学 年 の 児 童 又 は 生 徒 の 数 の 合 計 が 8 人 以 下 で あ る 場 合 は 1 学 級 に 編 制 す る。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続き学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校及び中学校の全学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

※市町村教育委員会が県の基準等によらない弾力的な学級編制を実施する場合の留意事項について

市町村教育委員会が弾力的な学級編制を計画する場合は、次の項目に沿って作成した理由書を青森県教育委員会教育長へ提出するものとする。

(1) 弾力的な学級編制をしようとする主な理由

弾力的な学級編制を実施する学年の児童生徒の学習指導や生徒指導等の状況を含むものとする。

(2) その学級編制によって生じる増加授業時数とその対応

学級編制を弾力化することで必要とされる教員について県からの措置はしないため、市町村が採用する教員の人数、処遇を含むものとする。

(3) 該当する学年の保護者等の考え方・要望等の内容

小・中学校教職員配置基準

第1 公立小学校及び中学校の教職員配置基準

学級数については、県が定める学級編制基準による。

小 学 校

1 校 長

1校に1人とする。

2 教員(教頭・教諭)

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

(2) 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

(3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

(3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。

(4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

4 事務職員

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。

イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。

(3) 27学級以上の学校に1人増配置する。

(4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつ、その学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

(5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員

(1) 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。

- ア 児童及び生徒の数が 1,500 人以下の共同調理場に 1 人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が 1,501 人以上 6,000 人以下の共同調理場に 2 人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が 6,001 人以上の共同調理場に 3 人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が 550 人以上の単独実施校に 1 人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が 550 人以上の単独実施校を有しない市町村に 1 人とする。
ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を 8 校以上有している市町村に 1 人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて 800 人以上の町村に 1 人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し、配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1 人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)～(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中 学 校

1 校 長

1 校に 1 人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教員(教頭・教諭)

- (1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- (2) 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員 1 人当たりの指導生徒数が、平均して 6 人を超える学校には、1 人増配置する。
- (3) 学校規模が 14 学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭 1 人を含むものとする。
- (4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

3 養 護 教 諭

- (1) 4 学級以上の学校に 1 人とする。
- (2) 3 学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 生徒数が 801 人以上の学校に 1 人増配置する。
- (4) (3) 以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1 人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。
ただし、(1) 又は (2) を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に 1 人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- (3) 21学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつ、その学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。
ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

第2 弾力的な学級編制に係る教職員の配置について

- 1 県が実施する弾力的な学級編制による学級増については、上記第1の学級数には含まず、教職員の配置については、1学級増につき教諭又は講師1人とする。
- 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加等によって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

第3 留意点

併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、第1によらない教職員の配置をすることができるものとする。

教員加配等について

1 指導方法の工夫改善等に伴う教員加配

文部科学省では、基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、教員を加配することとしている。教員加配の主なものは次のとおりである。

- (1) 少人数授業等きめ細かな指導に伴う加配
- (2) 通級指導教室加配
- (3) 児童生徒支援加配
- (4) 外国人子女等日本語指導加配
- (5) その他の加配

2 あおもりっ子育みプラン

県では、子どもたち一人一人を大切にし、一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うことができるよう、「あおもりっ子育みプラン」を策定し、教員を配置することとしている。

内容・ねらい

内 容（対象実施方法等）		ね ら い
(1) 少人数学級編制の実施		
①小学校全学年	33人の学級編制 学年2学級以上(教諭又は講師配置) (少人数学級編制) 学年1学級34人以上の学級 (非常勤講師配置) (学級を分割しない)	学校生活の最初の時期に、学級集団を少人数化して、きめ細かな指導を行うことにより、基本的な生活習慣、人間関係や社会生活のルールを身に付けさせ、生涯にわたって学ぶ基礎を培う。
②中学校全学年	33人の学級編制 学年2学級以上(教諭又は講師配置) (少人数学級編制)	人間関係や学習環境が大きく変化する学年で、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことにより、基礎学力の向上を図るとともに、不登校等の増加を防ぎ、安定した学校生活を確保する。
(2) 複式学級の充実		
小学校	1年生は7～8人又は 2～6年生は15～16人の 人数の多い学級 (非常勤講師配置) (学級を分割しない)	異なる学年を対象に指導する複式学級の指導の充実を図り、基本的な生活習慣、基礎的・基本的な内容を身に付けさせる。

休暇等に係る提出書類一覧

項目		区分	条件	提出書類
				職員(⇒校長)
1	特別休暇 (出産)	産前休暇	8週間(多胎14週間)	(証明書等)
		産後休暇	8週間 ※妊娠満12週以後の分べん	〃
2	育児休業等	請求(育児休業)	子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	育児休業承認請求書 証明書
		請求(育児短時間)	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書
		請求(部分休業)	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書・部分休業(変更) 申出書、証明書
		期間延長 (育児休業)	原則として1回	育児休業承認請求書 証明書
		期間短時間延長 (育児短時間)		育児短時間勤務承認請求書 証明書
		失効・取消	子が死亡した、職員の子でなくなった、子を養育しなくなった等	養育状況変更届
3	結核性疾患	願い出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書、(領収書写し等)
		期間延長		〃
		経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書
		出勤 (7日前までに提出)		病状報告書 結核性疾患精密検査証明書、(領収書写し等)
	病気休暇 精神性疾患	願い出	180日以内	(診断書、領収書写し等)
		期間延長		精神性疾患精密検査証明書、(領収書写し等)
		経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書
		出勤 (7日前までに提出)		病状報告書 精神性疾患精密検査証明書、(領収書写し等)
	その他の病傷	願い出	90日以内(高血圧症等は180日以内)	(診断書、領収書写し等)
		期間延長		〃
		経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書
		出勤 (7日前までに提出)		病状報告書 精密検査証明書、(領収書写し等)
4	介護休暇	請求	2週間以上6月以内 (3回まで分割可)	指定期間申出書 (証明書、領収書写し等)
		延長・変更		〃
5	介護時間	請求	3年以内	(証明書、領収書写し等)
6	休職	願い出	3年以内	休職願、領収書写し等 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書
		期間延長		休職期間延長願、領収書写し等 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書
		経過報告	90日ごと	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)
		復職	県教育長に30日前までに提出	病状報告書、領収書写し等 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書

- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇(人事委員会規則13-8) …………… 勤規
- ・ 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 …………… 取規
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律 …………… 育法
- ・ 職員の育児休業等に関する条例 …………… 育条
- ・ 学校職員の育児休業等に関する規則 …………… 育規

注：教育事務所への書類の提出に当たり、育児休業等、休職については、職員及び学校長から提出された書類の原本を添付すること。
(母子健康手帳の出生届出済証明書等写しを可としている書類、地教委あての具申書、副申等は除く。)

※ 市町村教育委員会が定める服務に関する取扱いにより、提出書類が異なる場合がある。

提出書類		根拠規定
校長（⇒地教委）	地教委（⇒教育事務所）	
休暇報告書	休暇報告書	勤規12, 18④ 取規7
〃	〃	勤規12, 18⑤ 取規7
育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2, 育規2 育休通知
〃	〃	育法10, 育規5 育休通知
	部分休業承認後：承認請求書、申出書、証明書の写し（校長⇒教育事務所）	育法19, 育規8 育休通知
育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法3, 育規3 育休通知
〃	〃	育法11, 育規6 育休通知
〃	〃	育法5, 育規5 育規4, 育休通知
病気休暇について（副申）	休暇報告書	勤規11, 取規3① 技基6④
〃	〃	取規6①
		取規4①
職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
休暇報告書（90日を超える場合は副申） 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④, 7① 服規14①
〃	〃	〃
		取規4①
職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	職員の出勤報告書	取規5①, 技基7② 服規14②
休暇報告書 （高血圧症等で90日を超える場合は副申）	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④
〃	〃	〃
		取規4①
職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
休暇報告書 指定期間申出書・介護休暇簿・勤務時間の割振表の写し	休暇報告書	勤規14, 19 取規7
〃	〃	〃
休暇報告書 介護時間に係る休暇簿・勤務時間の割振表の写し	休暇報告書	勤規19① 取規7
職員の休職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職について（内申）	分条4, 取規3②
職員の休職期間の延長について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職期間の延長について（内申）	取規6②
		取規4②
職員の復職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について（内申）	取規5②, 技基7②

- ・ 職員の分限に関する条例 分条
- ・ 学校職員の育児休業等について（平成4年3月30日付青教学第1245号） 育休通知
- ・ 県費負担教職員の服務の監督、勤務時間等に関する技術的な基準 技基
- ・ ○○市（町、村、組合）立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程案 服規

Ⅲ 学校事務指導訪問

1 目的

県費に係る給与・旅費及び学務関係の事務処理の適正化を図るため、訪問により関係書類の確認をするもの。

2 訪問時期

原則として6月から10月までの期間とする。

3 令和8年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

4 確認書類

次に掲げる書類を中心に必要事項を確認する。

(1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 特殊勤務手当支給整理簿
- エ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- オ 時間外勤務命令票
- カ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- キ 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ク 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 給与支給明細書
- コ 諸手当受給状況等一覧

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

(3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替え等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

資 料

※「研究指定校」「東青教育事務所関係事業協力校一覧、青森市教育委員会指定校一覧」「管内学校教育関係事業・研修一覧」「管内社会教育・社会体育関係事業・研修一覧」「令和8年度教育関係年間行事予定表」は東青教育事務所HPに掲載しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-tosei/main.html>



管内市町村教育委員会一覧

教育委員会	所在地 メールアドレス	電話・FAX番号	教育長名
青森市教育委員会	〒030-0801 青森市新町一丁目3の7 総務課 教育企画推進室(総務課内) ✉ kyoiku-soumu@city.aomori.aomori.jp 教育施設課 ✉ kyoiku-shisetsu@city.aomori.aomori.jp 学務課 ✉ gakumu@city.aomori.aomori.jp 文化学習活動推進課 ✉ bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp 指導課 ✉ kyoiku-shido@city.aomori.aomori.jp	総務課 ☎ (017)718-1340 FAX (017)718-1371	工藤 裕司
		教育企画推進室(総務課内) ☎ (017)734-5609 FAX (017)718-1371	
		教育施設課 ☎ (017)718-1369 FAX (017)718-1866	
		学務課 ☎ (017)718-1402 FAX (017)718-1372	
		文化学習活動推進課 ☎ (017)718-1376 FAX (017)718-1371	
		指導課 ☎ (017)718-1869 FAX (017)718-1372	
浪岡教育課 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101の1 ✉ n-kyoiku@city.aomori.aomori.jp	浪岡教育課 ☎ (0172)62-3003 FAX (0172)62-8166		
青森市教育研修センター 〒030-0903 青森市栄町一丁目10の10 ✉ kyoiku-center@city.aomori.aomori.jp	☎ (017)743-4900 FAX (017)744-5772		
平内町教育委員会 〒039-3321 平内町小湊字下槻12の1 学校教育課 ✉ gakkokyoiku@town.hiranai.aomori.jp 生涯学習課 ✉ shogai@town.hiranai.aomori.jp	☎ (017)755-2565 FAX (017)755-2078	渡辺 伸一	
外ヶ浜町教育委員会 〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44の2 学務課 ✉ kyouiku@town.sotogahama.lg.jp 社会教育課 ✉ shakai-kyoiku@town.sotogahama.lg.jp	学務課 ☎ (0174)31-1235 FAX (0174)31-1234	五十嵐 義人	
	社会教育課 ☎ (0174)31-1233 FAX (0174)31-1234		
今別町教育委員会 〒030-1502 今別町大字今別字今別166 ✉ kyoiku@town.imabetsu.lg.jp	☎ (0174)35-2157 FAX (0174)35-3923	佐藤 泰仁	
蓬田村教育委員会 〒030-1203 蓬田村郷沢字浜田136の76 ✉ yomo-kg2@vill.yomogita.lg.jp	☎ (0174)31-3111 FAX (0174)31-3112	久慈 和寛	

学 校 一 覧

青森市小学校 41校

()は特別支援学級で内数

学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
1 造 道	〒030-0911 青森市造道三丁目4の16 ☎ (017)741-0614 FAX (017)741-0618 ✉ tsukurimichisyo@aomoricity.ed.jp	大川雄一郎	櫻庭 巨樹	17 (5)	
2 浪 打	〒030-0961 青森市浪打一丁目4の1 ☎ (017)742-3347 FAX (017)742-3349 ✉ namiuchisyo@aomoricity.ed.jp	荒谷 俊治	佐藤 健	14 (6)	
3 佃	〒030-0962 青森市佃二丁目6の1 ☎ (017)741-0381 FAX (017)741-0384 ✉ tsukudasyo@aomoricity.ed.jp	折舘 尚子	小鹿 弘人	20 (5)	
4 合 浦	〒030-0904 青森市茶屋町32の17 ☎ (017)741-3001 FAX (017)741-3003 ✉ gapposyo@aomoricity.ed.jp	瀬下 高志	稲葉 望華	8 (2)	
5 堤	〒030-0813 青森市松原二丁目4の4 ☎ (017)734-5579 FAX (017)734-5621 ✉ tsutsumisyo@aomoricity.ed.jp	福士 竜也	田中 文夫	15 (4)	
6 萁 町	〒030-0811 青森市青柳二丁目7の25 ☎ (017)734-2004 FAX (017)734-5654 ✉ tabakomachisyo@aomoricity.ed.jp	桜庭 幸久	工藤 琢	4 (1)	
7 橋 本	〒030-0823 青森市橋本一丁目9の17 ☎ (017)734-6136 FAX (017)734-5774 ✉ hashimotosyo@aomoricity.ed.jp	山内 明人	藤本 裕子	2 (1)	
8 浦 町	〒030-0822 青森市中央二丁目17の13 ☎ (017)734-2704 FAX (017)734-6014 ✉ uramachisyo@aomoricity.ed.jp	工藤 あゆみ	村田 信夫	10 (2)	
9 長 島	〒030-0861 青森市長島三丁目8の1 ☎ (017)776-2244 FAX (017)776-2253 ✉ nagashimasyo@aomoricity.ed.jp	山下 征子	久慈 直子	8 (2)	
10 古 川	〒030-0862 青森市古川三丁目7の14 ☎ (017)776-8005 FAX (017)776-8014 ✉ furukawasyo@aomoricity.ed.jp	武井 秀雄	長谷部 義幸	9 (3)	
11 甲 田	〒030-0853 青森市金沢一丁目6の1 ☎ (017)776-5054 FAX (017)776-5058 ✉ koudasyo@aomoricity.ed.jp	岩森 美代子	林 浩三	8 (2)	
12 千 刈	〒038-0015 青森市千刈一丁目10の20 ☎ (017)766-0946 FAX (017)766-0947 ✉ sengarisyo@aomoricity.ed.jp	松尾 健治	阿部 洋治	13 (4)	
13 篠 田	〒038-0011 青森市篠田三丁目16の2 ☎ (017)781-0033 FAX (017)781-0045 ✉ shinodasyo@aomoricity.ed.jp	中村 健	安保 泰仁	21 (7)	
14 沖 館	〒038-0002 青森市沖館五丁目3の1 ☎ (017)781-0502 FAX (017)781-0523 ✉ okidatesyo@aomoricity.ed.jp	木立 啓司	高坂 正人	24 (6)	
15 油 川	〒038-0059 青森市油川字船岡36 ☎ (017)788-1202 FAX (017)788-1295 ✉ aburakawasyo@aomoricity.ed.jp	柴田 幸一	長谷川 博之	19 (4)	
16 荒 川 金浜 分教室	〒030-0111 青森市荒川字柴田92の5 ☎ (017)739-2244 FAX (017)739-5179 ✉ arakawasyo@aomoricity.ed.jp	栃丸 庄司	丹羽 佳世子	9 (3)	
	〒030-0145 青森市金浜字伊吹22の1 ☎ (017)762-2551 FAX (017)762-2552 ✉ kanehamabun@aomoricity.ed.jp			1 (1)	
17 高 田	〒030-0151 青森市高田字川瀬200の5 ☎ (017)739-5101 FAX (017)739-5264 ✉ takadasyo@aomoricity.ed.jp	嶋 満昭	木村 順子	5 (2)	
18 原 別	〒030-0921 青森市原別字袖崎8 ☎ (017)726-3100 FAX (017)726-2237 ✉ harabetsusyo@aomoricity.ed.jp	西村 健	渡辺 真路	13 (3)	
19 浜 館	〒030-0916 青森市田屋敷字下り松17 ☎ (017)742-2141 FAX (017)742-2157 ✉ hamadatesyo@aomoricity.ed.jp	鷲尾 厚	佐藤 美恵子	10 (3)	
20 筒 井	〒030-0944 青森市筒井一丁目1の1 ☎ (017)741-6561 FAX (017)741-6563 ✉ tsutsuisyo@aomoricity.ed.jp	柴田美穂子	伊藤 永子	24 (6)	

	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
21	横内	〒030-0122 青森市野尻字野田60 ☎ (017)738-2241 FAX (017)738-2242 ✉ yokouchisyo@aomoricity.ed.jp	工藤 寛之	石戸 崇之	10 (3)	
	合子沢分教室	〒030-0134 青森市合子沢字松森265 ☎ (017)738-2054 FAX (017)738-2046 ✉ bunkyoushitsu@aomoricity.ed.jp			1 (0)	
22	新城	〒038-0042 青森市新城字平岡266の14 ☎ (017)788-0713 FAX (017)788-0765 ✉ shinjyousyo@aomoricity.ed.jp	松尾 浩昭	松谷 雄一	19 (5)	
23	野内	〒039-3503 青森市野内字菊川155 ☎ (017)726-3240 FAX (017)726-3241 ✉ nonaisyo@aomoricity.ed.jp	横山 由紀夫	柴田 さおり	7 (2)	
24	金沢	〒030-0853 青森市金沢四丁目5の1 ☎ (017)776-4695 FAX (017)776-4703 ✉ kanazawasyo@aomoricity.ed.jp	中嶋 裕明	柳谷 修	24 (6)	
25	三内	〒038-0032 青森市里見一丁目9の1 ☎ (017)781-0308 FAX (017)781-0344 ✉ sannaisyo@aomoricity.ed.jp	高木 玄	丹羽 哲文	15 (3)	
26	浜田	〒030-0843 青森市浜田字豊田36の2 ☎ (017)734-5387 FAX (017)734-5546 ✉ hamadasyo@aomoricity.ed.jp	津川 弘行	本堂 薫	23 (6)	
27	小柳	〒030-0915 青森市小柳四丁目6の1 ☎ (017)741-1285 FAX (017)741-1287 ✉ koyanagisyo@aomoricity.ed.jp	宮野 孝晶	鷺尾 司	25 (8)	
28	泉川	〒038-0022 青森市浪館字泉川1の1 ☎ (017)739-2111 FAX (017)739-2142 ✉ izumikawasyo@aomoricity.ed.jp	原子 雄治	村上 英夫	23 (3)	
29	浪館	〒038-0024 青森市浪館前田三丁目23の1 ☎ (017)766-7470 FAX (017)766-7445 ✉ namidatesyo@aomoricity.ed.jp	鳴海 良子	八木橋 直哉	15 (5)	
30	幸畑	〒030-0943 青森市幸畑字松元50の2 ☎ (017)738-0939 FAX (017)738-0946 ✉ kouhatasyo@aomoricity.ed.jp	東 真史	工藤 真由美	10 (4)	
31	大野	〒030-0847 青森市東大野一丁目3の1 ☎ (017)739-8338 FAX (017)739-8354 ✉ oonosyo@aomoricity.ed.jp	相馬 克典	逢坂 英人	23 (6)	
32	戸山西	〒030-0957 青森市蛭沢三丁目1の1 ☎ (017)743-7722 FAX (017)743-7724 ✉ toyamanishisyo@aomoricity.ed.jp	佐藤 淳哉	三上 功大	11 (4)	
33	筒井南	〒030-0944 青森市筒井字八ッ橋46の1 ☎ (017)738-9292 FAX (017)738-9293 ✉ tsutsuiminamisyo@aomoricity.ed.jp	津嶋 一史	和田 可矢毅	16 (4)	
34	三内西	〒038-0031 青森市三内字丸山86の1 ☎ (017)781-1101 FAX (017)781-1104 ✉ sannainishisyo@aomoricity.ed.jp	徳差 豪	市橋 慶録	18 (5)	
35	新城中央	〒038-0042 青森市新城字平岡141の1 ☎ (017)788-5010 FAX (017)788-5042 ✉ sinjyoutyuuousyo@aomoricity.ed.jp	成田 博樹	江良 善行	19 (4)	
36	東陽	〒039-3505 青森市宮田字玉水181の1 ☎ (017)726-2227 FAX (017)726-2230 ✉ touyousyo@aomoricity.ed.jp	安田 博文	成田 貴美	6 (2)	
37	北	〒038-0052 青森市清水字浜元181 ☎ (017)754-2009 FAX (017)754-2083 ✉ kitasyo@aomoricity.ed.jp	木村 武紀	山本 禎盛	8 (2)	
38	女鹿沢	〒038-1332 青森市浪岡大字下十川字扇田19の2 ☎ (017)62-3103 FAX (017)62-3120 ✉ megasawasyo@aomoricity.ed.jp	高坂 隆幸	伊藤 秀基	8 (2)	
39	浪岡野沢	〒038-1344 青森市浪岡大字吉野田字平野51の2 ☎ (017)62-4142 FAX (017)62-4202 ✉ namiokanzawasyo@aomoricity.ed.jp	石澤 照英	稲葉 友輝	5 (1)	
40	浪岡北	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字淋城29 ☎ (017)62-7311 FAX (017)62-7312 ✉ namiokakitasyo@aomoricity.ed.jp	太田 純	熊谷 泰彦	14 (2)	
41	浪岡南	〒038-1325 青森市浪岡大字北中野字北畠3 ☎ (017)62-9175 FAX (017)62-9176 ✉ namiokaminamisyo@aomoricity.ed.jp	奥崎 健二	池田 英明	13 (5)	

青森市中学校 19校

()は特別支援学級で内数

	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
1	造道	〒030-0914 青森市岡造道二丁目14の1 ☎ (017)741-3413 FAX (017)741-7742 ✉ tsukurimichichu@aomoricity.ed.jp	三橋 信子	三上 洋	17 (2)	
2	浪打	〒030-0902 青森市谷浦一丁目11の10 ☎ (017)741-6461 FAX (017)742-2554 ✉ namiuchichu@aomoricity.ed.jp	相馬 和実	工藤 直子	11 (3)	
3	佃	〒030-0963 青森市中佃二丁目7の1 ☎ (017)742-4251 FAX (017)742-5090 ✉ tsukudachu@aomoricity.ed.jp	黒丸 健吾	工藤 雅人	16 (4)	
4	浦町	〒030-0821 青森市勝田二丁目25の12 ☎ (017)774-2231 FAX (017)774-2232 ✉ uramachichu@aomoricity.ed.jp	斉藤 直樹	福井 正治	16 (3)	
5	古川	〒038-0013 青森市久須志二丁目9の1 ☎ (017)776-4622 FAX (017)776-5125 ✉ furukawachu@aomoricity.ed.jp	藤田 孝仁	木野田 優子	10 (2)	
6	甲田	〒030-0853 青森市金沢三丁目11の1 ☎ (017)776-7625 FAX (017)776-2990 ✉ koudachu@aomoricity.ed.jp	田村 琢哉	横山 尚子	15 (4)	
7	沖館	〒038-0002 青森市沖館五丁目19の1 ☎ (017)781-0855 FAX (017)782-3909 ✉ okidatechu@aomoricity.ed.jp	武井 まゆみ	佐々木 紀人	20 (5)	
8	油川	〒038-0058 青森市羽白字沢田471 ☎ (017)788-0428 FAX (017)788-0614 ✉ aburakawachu@aomoricity.ed.jp	佐藤 研	小西 静子	10 (2)	
9	荒川	〒030-0145 青森市金浜字稲田107 ☎ (017)739-2144 FAX (017)739-2149 ✉ arakawachu@aomoricity.ed.jp	石川 慎	寺田 充伯	5 (2)	
	金浜分教室	〒030-0145 青森市金浜字伊吹22の1 ☎ (017)762-2551 FAX (017)762-2552 ✉ kanehamabun@aomoricity.ed.jp		舘脇 優	1 (1)	
10	筒井	〒030-0945 青森市桜川八丁目15の1 ☎ (017)741-7161 FAX (017)741-3220 ✉ tsutsuichu@aomoricity.ed.jp	木村 文俊	猪股 歳生	17 (4)	
11	横内	〒030-0125 青森市四ツ石字里見64の6 ☎ (017)738-2143 FAX (017)738-6343 ✉ yokouchichu@aomoricity.ed.jp	山下 孝子	里村 裕歳	9 (3)	
	合子沢分教室	〒030-0134 青森市合子沢字松森265 ☎ (017)738-2054 FAX (017)738-2046 ✉ bunkyoushitsu@aomoricity.ed.jp		工藤 明生	2 (0)	
12	新城	〒038-0042 青森市新城字平岡160の10 ☎ (017)788-0715 FAX (017)788-0722 ✉ shinjyouchu@aomoricity.ed.jp	横山 博	中津 大輔	14 (2)	
13	西	〒038-0022 青森市浪館字志田36 ☎ (017)781-0611 FAX (017)781-0504 ✉ nishichu@aomoricity.ed.jp	長尾 信	木村 勇也	21 (4)	
14	南	〒030-0845 青森市緑二丁目6の1 ☎ (017)734-4164 FAX (017)734-4165 ✉ minamichu@aomoricity.ed.jp	中居 敬子	常田 隆幸	23 (5)	
15	東	〒030-0923 青森市八幡林字熊谷28 ☎ (017)726-2135 FAX (017)726-2226 ✉ higashichu@aomoricity.ed.jp	工藤 将大	丹藤 美佐緒	9 (2)	
16	戸山	〒030-0956 青森市赤坂一丁目1の1 ☎ (017)741-4384 FAX (017)741-4362 ✉ toyamachu@aomoricity.ed.jp	松浦 巨樹	三上 智右	7 (2)	
17	三内	〒038-0031 青森市三内字丸山108の4 ☎ (017)781-0102 FAX (017)782-9073 ✉ sannaiichu@aomoricity.ed.jp	袴田 康夫	土岐 礼一	15 (3)	
18	北	〒038-0052 青森市清水字浜元135の1 ☎ (017)754-2002 FAX (017)754-2084 ✉ kitachu@aomoricity.ed.jp	熊澤 健一	丹藤 俊克	5 (2)	
19	浪岡	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲盛1 ☎ (017)62-6111 FAX (017)62-6114 ✉ namiokachu@aomoricity.ed.jp	村田 正茂	鹿内 裕一	13 (2)	

東郡小学校 7校

()は特別支援学級で内数

町村名	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
平内町	小湊	〒039-3321 平内町小湊字後菴15 ☎ (017)755-4573 FAX (017)755-4796 ✉ kominato-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	副田 俊司	伊藤 圭一	14 (4)	
	山口	〒039-3363 平内町山口字小沢20の1 ☎ (017)755-3205 FAX (017)755-3294 ✉ yamaguchi-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	赤田 季哉	下村 亘	7 (2)	
	東	〒039-3342 平内町口広字水須3の9 ☎ (017)756-2352 FAX (017)756-2369 ✉ higashi-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	水谷 和憲	三津谷 俊栄	6 (2)	
外ヶ浜町	蟹田	〒030-1303 外ヶ浜町字蟹田鰯ヶ淵24の2 ☎ (0174)22-2037 FAX (0174)22-2507 ✉ ed.sch.kanita-s@town.sotogahama.lg.jp	山崎 敏	佐藤 洋介	7 (2)	
	三厩	〒030-1736 外ヶ浜町字三厩下平5の1 ☎ (0174)37-2362 FAX (0174)37-2543 ✉ ed.sch.minmaya-s@town.sotogahama.lg.jp	乳井 秀樹	石田 尚徳	4 (2)	3
今別町	今別	〒030-1502 今別町大字今別字西田258の90 ☎ (0174)35-2107 FAX (0174)35-2072 ✉ imasho@town.imabetsu.lg.jp	佐々木 卓	大橋 剛彦	6 (2)	1
蓬田村	蓬田	〒030-1212 蓬田村阿弥陀川字汐干198 ☎ (0174)27-2069 FAX (0174)27-3522 ✉ yomo-syou@triton.ocn.ne.jp	目時 郁代	今 哲也	8 (2)	

東郡中学校 5校

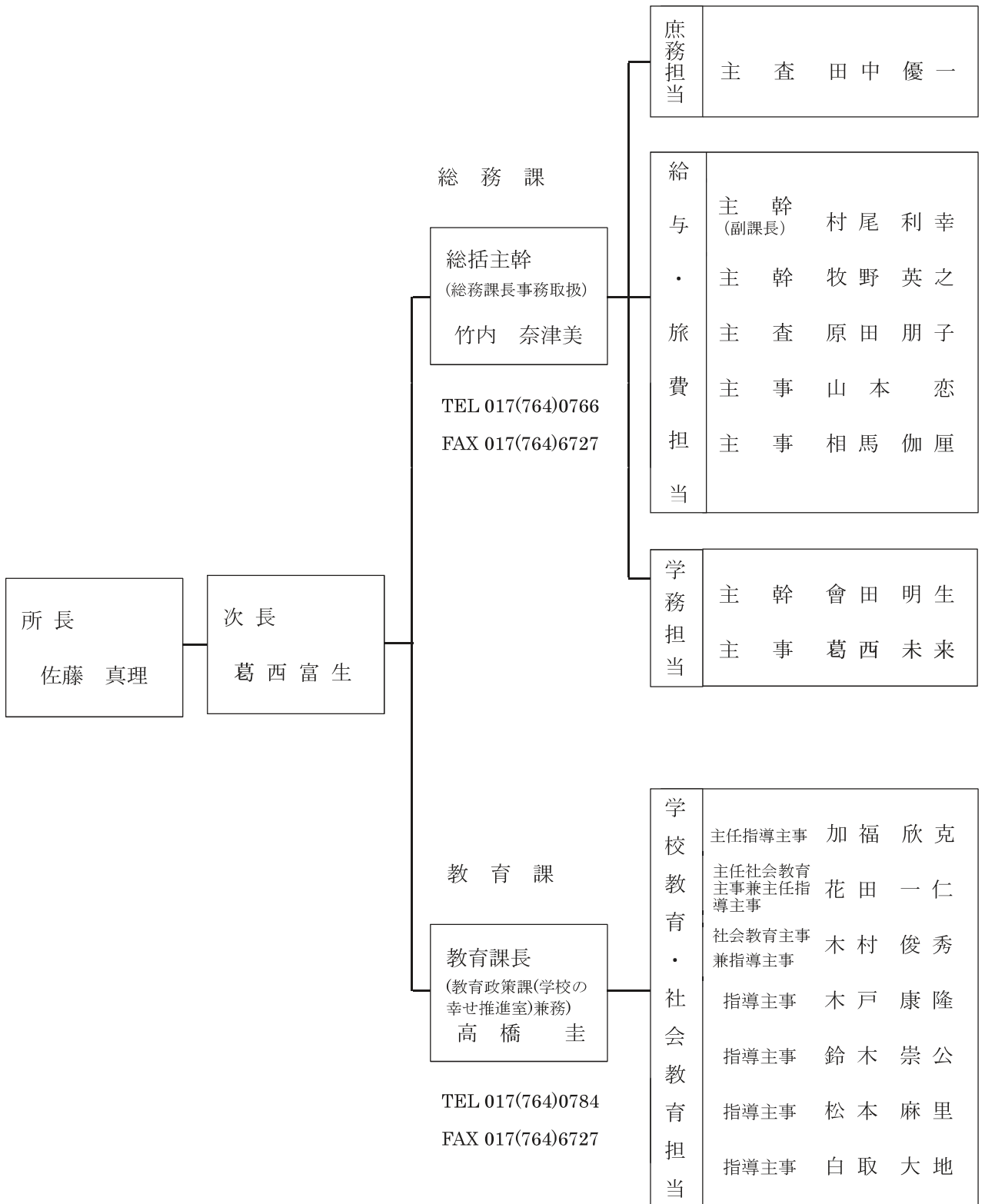
()は特別支援学級で内数

町村名	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
平内町	平内	〒039-3321 平内町大字小湊字新道46番地26 ☎ (017)752-1256 FAX (017)752-1257 ✉ hiranai-chugaku@town.hiranai.aomori.jp	目時 聖児	永山 雄一	8 (2)	
外ヶ浜町	蟹田	〒030-1303 外ヶ浜町字蟹田田ノ沢78 ☎ (0174)22-2061 FAX (0174)22-2099 ✉ ed.sch.kanita-c@town.sotogahama.lg.jp	竹内 裕樹	川守 理己	4 (1)	
	三厩	〒030-1729 外ヶ浜町字三厩下平5の1 ☎ (0174)37-2042 FAX (0174)37-2504 ✉ ed.sch.minmaya-c@town.sotogahama.lg.jp	乳井 秀樹	内山 義邦	3 (2)	3
今別町	今別	〒030-1511 今別町山崎字山崎108の2 ☎ (0174)35-3130 FAX (0174)35-3595 ✉ imachu@town.imabetsu.lg.jp	高井 洋	三上 耕路	3 (0)	1
蓬田村	蓬田	〒030-1203 蓬田村郷沢字浜田138 ☎ (0174)27-2038 FAX (0174)27-2117 ✉ yomo-chu@leaf.ocn.ne.jp	佐藤 由孝	熊沢 訓子	5 (2)	

夜間中学準備対応(青森市教育委員会総務課内:教育企画推進室)

町村名	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
青森市	—	〒030-0801 青森市新町一丁目3の7 ☎ (017)734-5609 FAX (017)718-1371 ✉ kyoiku-soumu@city.aomori.aomori.jp		中島 英敏		

機 構 図



総務課事務分掌一覧

職・氏名	事 務 分 掌
総括主幹（総務課長） 竹内 奈津美	●総務課総括 ●公印保管 ●出納員 ●総括前渡資金取扱者 ●叙勲 ●学校事務訪問
主幹（副課長） 村尾 利幸	●給与・旅費総括 ●小学校給与・旅費（青森市浜田小～浪岡南小） ●中学校給与・旅費（青森市） ●旅費調査・配分 ●学校事務研究会関係 ●会計年度任用職員（中学校病休代替・教科指導非常勤講師）報酬・旅費 ○給与費調査総括 ○時間外勤務手当配分 ○所得税 ○住民税 ○学校事務訪問
主幹 牧野 英之	●小学校給与・旅費
主幹 會田 明生	●教職員人事・服務 ●市町村教育委員会との連絡調整 ●学校設置・廃止
主査 原田 朋子	●小学校旅費（青森市、東津軽郡、むつ市、下北郡） ●中学校旅費（青森市、東津軽郡、むつ市、下北郡） ●旅費（通級指導・教職大学院）○給与全般
主査 田中 優一	●庶務一般 ●経理 ●物品 ●事業旅費 ●文書管理 ●会計年度任用職員（スクールサポートスタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、育みプラン非常勤講師）報酬・旅費 ●雇用保険 ○番号制度
主事 葛西 未来	●学級編制 ●教職員の昇給・昇格 ●休暇・休職 ●免許 ●公務災害 ●退職手当 ●教職員の履歴事項 ●補助金関係
主事 山本 恋	●小学校給与・旅費（むつ市、下北郡、東津軽郡） ●中学校給与・旅費（むつ市、下北郡、東津軽郡） ●給与費調査総括 ●時間外勤務手当配分 ●共済組合・社会保険 ●所得税 ●互助会 ●会計年度任用職員（小学校病休代替非常勤講師）報酬・旅費 ○給与・旅費総括 ○雇用保険 ○学校事務研究会関係
主事 相馬 伽厘	●小学校給与・旅費（青森市造道小～三内小） ●旅費（研修・初任研・初任研拠点校）●住民税 ●番号制度 ●会計年度任用職員（初任研非常勤講師・特別非常勤講師）報酬・旅費 ○事業旅費 ○共済組合・社会保険 ○互助会

※ ●：主担、○：副担

教 育 課 事 務

職 名 氏 名 (副担当)	担当教科等	「東青の教育」重点項目 担 当 内 容	主 担 当 事 業
教育課長 高 橋 圭		・教育課総括	・総括
主任指導主事 加 福 欣 克 (白 取)	社 会 特 別 活 動	・学校教育総括 ・特別活動の充実	・小・中学校校長会議 ・小・中学校教頭会議 ・学校教育関係行事予定調整 ・教科充実支援事業
主任社会教育主事 兼主任指導主事 花 田 一 仁 (木 村)	【社会教育】 音 楽 家 庭 科 技 術・家庭	・生涯学習・社会教育総括 ・学校・家庭・地域の協働による未来 を担う人財の育成 ・活力ある持続可能な地域づくりに向 けた人財の育成 ・社会教育推進のための基盤整備 ・文化財保護・保存と公開・活用	・生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議 ・放課後児童対策に係る支援員等研修会(前・後期)
社会教育主事 兼指導主事 木 村 俊 秀 (花 田) (白 取)	体 育 保 健 体 育 総 合 的 な 学 習 の 時 間	・体育・健康教育の充実 ・総合的な学習の時間について ・キャリア教育の充実	・中学校保健体育担当者研修会 ・冬季学校体育実技講習会
	【社会教育】	・地域スポーツの推進 ・生涯を通じた学びと社会参加の推進	・スポーツ推進委員研修会
指導主事 白 取 大 地 (鈴 木)	国 語 生 活 外 国 語 活 動 外 国 語	・授業の充実 ・研修の充実 ・学校図書館について ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な 接続について ・国際化に対応する教育の推進	・中学校教育課程研究集会(オンデマンド研修) ・初任者研修、中堅教諭等資質向上研修(教諭) ・幼児教育の質的向上強化事業 ・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭、栄養教諭・ 学校栄養職員)
指導主事 木 戸 康 隆 (白 取)	理 科 図 画 工 作 美 術 道 徳(中) 特 別 支 援	・特別支援教育の充実 ・環境教育の推進 ・複式教育について	・小・中学校道徳教育研究協議会(副・中) ・特別支援教育支援員スキルアップ研修会 ・地区就学相談・教育相談会 ・特別支援教育巡回相談員 ・特別支援教育(知的障がい、自閉症・情緒障が い等)新担当教員実地研修会 ・県立高等学校入学者選抜要項説明会 ・複式学級担任者研修会
指導主事 松 本 麻 里	—	—	—
指導主事 鈴 木 崇 公 (木 戸)	算 数 教 学 道 徳(小)	・道徳教育の充実 ・生徒指導の充実 ・情報化に対応する教育の推進	・小・中学校道徳教育研究協議会(主・小) ・安心できる学校づくり研修会 ・小・中学校生徒指導総合推進会議 ・臨時講師等研修会

分 掌 一 覧

関 連 業 務		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全般 ・社会教育全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内教育長会議 ・教科用図書 ・校長会・教頭会 ・大学院教員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の幸せ推進室関係(伴走型) ・スクールロイヤー関係
<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問(主担当) ・義務教育担当指導主事会議 ・教育課会議 ・年間行事、月行事調整 ・教育活動状況調査等各種調査 ・「学校教育指導の方針と重点」状況報告書 ・学校評価 ・学校組織マネジメント、カリキュラムマネジメント研修派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等中央研修派遣 ・人権教育 ・統計教育 ・金融教育(租税教育) ・消費者教育 ・北方領土問題関係派遣事業 ・法教育 ・主権者教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外修学旅行 ・「あおもりで働こう」教員魅力向上事業
<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動 ・社会教育の教育委員会訪問 ・社会教育主事関係 ・社会教育委員連絡協議会 ・公民館・県立図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係表彰 ・視聴覚教育表彰 ・社会教育に係る各種調査 ・家庭教育支援 ・PTA、婦人会、子ども会等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動推進 ・文化財 ・青少年教育 ・有害図書 「東青の教育」の編集
<ul style="list-style-type: none"> ・体力、運動能力調査 ・全国体力・運動能力・運動習慣等調査 ・体格、体力、ライフスタイル調査 ・運動部活動 ・中体連・中文連、文化部活動 ・食育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健・安全・給食研究大会 ・健康・保健・安全関係表彰 ・食中毒・感染症等の報告 ・青森県学校保健調査 ・いきいき青森っ子健康づくり事業 ・交通安全、事故報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における運動部活動推進事業 ・キャリア教育(各種体験活動) ・赤十字 ・ユニセフ ・ユネスコ
<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育 ・社会教育関係職員研修 ・社会体育表彰 		
<ul style="list-style-type: none"> ・校長及び教員の資質向上に関する指標 ・研修オンラインシステム ・県総合学校(社会)教育センター各種講座 ・郡内小中研究計画 ・研究集録 ・学習指導 ・養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員研修 ・東青地区小学校教育研究会 ・特色ある学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館 ・幼保小連携 ・幼児教育の理解・発展・推進事業青森県研究協議会 ・文科省・文化庁関係事業(文化芸術による子供の育成事業等) ・応募作品(国語) ・学校訪問(副担当) ・広報(文部科学広報、教育広報あおもり) ・伝統や文化に関する教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会 ・著作権 ・英検ESG、英検IBA ・国際理解教育
<ul style="list-style-type: none"> ・特別の教育課程届出書、報告書 ・教育支援委員会 ・特別支援連絡協議会 ・地区特別支援連携協議会 ・特別支援教育派遣研修 ・特別支援学級等の調査 ・特別支援教育に関する調査 ・応募作品(図画工作・美術) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校受検、進路等関連事業(含育英会) ・高校学習 ・指導要録 ・教育課程全般 ・教育課程届出書、報告書 ・東青地区中学校教育研究会 ・全国学力・学習状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー教育 ・科学の甲子園ジュニア ・義務教育諸学校教材整備 ・学習環境(学校教材)整備 ・環境教育 ・へき地・複式教育
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・生徒指導連絡協議会・推進協議会 ・児童生徒指導状況報告書 ・生徒指導 ・教育相談 ・スクールカウンセラー配置・派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・ハートフルセミナー ・善行児童生徒表彰 ・合同サポートチーム(STEPS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東青の教育」配布 ・情報公開 ・情報教育

災害等発生時の連絡体制

1 自然災害(火災、地震、台風、津波等)、弾道ミサイル等による被害関係対応

(1) 被害が発生した場合、臨時休業等の措置をとった場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
所轄する学校に被害が発生した場合	①被害状況を確認 ②速やかに教育事務所へ報告	総務課 (総務課長) TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727
所轄する学校で臨時休業等の措置をとった場合	①措置の状況を確認 (臨時休業、午前授業、10時登校等) ②速やかに教育事務所へ報告	◎緊急時対応番号 〔別途、市町村教育委員会へ通知〕

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
(被害の有無にかかわらず)	①所轄する学校の状況を確認 ②可能な限り速やかに教育事務所へ報告	総務課 (総務課長) ※電話番号等は(1)参照

(3) 学校外での教育活動中(学校所在市町村以外)に災害に遭った場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
(被害の有無にかかわらず)	①安否、被害状況の確認 ②速やかに教育事務所へ報告	総務課 (総務課長) ※電話番号等は(1)参照

2 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫対応

(1) 学校で以下の状況が発生した場合

状 況	学校及び市町村教育委員会の対応	教育事務所 担当
飼育している鳥類等の異常や死亡が発見された場合	①学校は、市町村教育委員会及びつがる広域家畜保健衛生所へ連絡 ②市町村教育委員会は、教育事務所へ連絡	教育課 (保健担当指導主事) TEL 017-764-0784 FAX 017-764-6727
死亡している野鳥等が発見した場合	①学校は、市町村教育委員会へ連絡 ②市町村教育委員会は、東青農林水産事務所業振興課、教育事務所へ連絡	※参考 つがる広域家畜保健衛生所 TEL 0173-42-2276 林業振興課 TEL 017-734-9963

(2) 養鶏等の農場施設で高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫が発生した場合(管内で発生)

対 応	教育事務所 担当
教育事務所は、市町村教育委員会に対し、県対策本部等の情報を提供 ※学校が臨時休業等の措置を行った場合は、市町村教育委員会から教育事務所へ報告	総務課 (総務課長) TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727

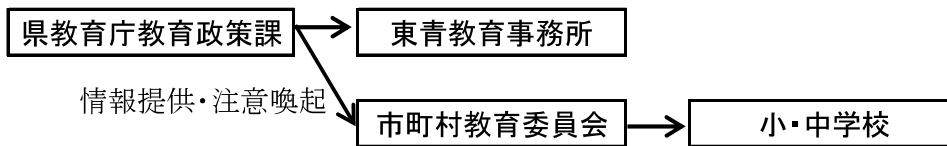
3 教職員の事故等(交通事故・その他の事故)に係る対応

教職員の事故等(交通事故・その他の事故)が発生した際、市町村教育委員会は、「県費負担教職員の服務上の義務違反等に関する取扱基準」に基づき対応する。

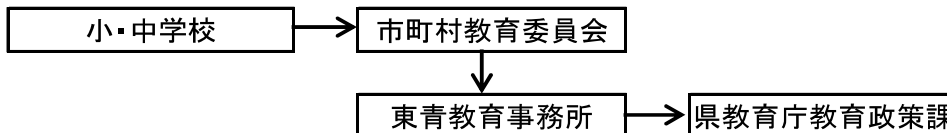
教育事務所担当・・・総務課 学務担当 TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727

1 自然災害（火災、地震、台風、津波等）、弾道ミサイル等による被害関係対応

(1) 事前対応（台風の接近、強風・大雨・大雪等の警報及び特別警報発令時）



(2) 事後対応（被害状況・臨時休業等措置の第一報）



ア 被害発生または臨時休業等の措置をとった場合

被害状況及び臨時休業等の措置について直ちに報告

イ 管轄市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合

被害の有無にかかわらず、被害状況及び臨時休業等の措置について直ちに報告

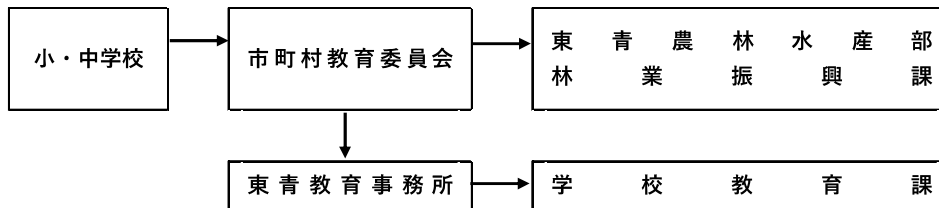
ウ 学校外での教育活動中に災害に遭った場合

安否、被害状況について直ちに報告

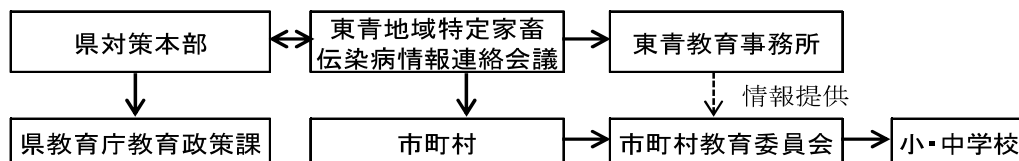
※市町村教育委員会からの報告は、所定の様式による。ただし、緊急時及び甚大な被害があった場合は、まず緊急時対応番号へ電話連絡をする

2 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫対応

(1) 学校で死亡している野鳥等を発見した場合の連絡



(2) 養鶏等の農場施設で高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫が管内で発生した場合の連絡



本県のめ

○教育者として使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
○豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員

○学び続ける向上心をもち、常により
○児童生徒が生きていく未来社会を見

教員の資質の向

キャリア ステージ 説明 観点		採用時	形成期 初任から概ね採用5年目まで	
			教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	
人間力	教員としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育的愛情と責任感、子どもの権利^{※1}への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・ 豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・ 社会の変化や本県の教育課題に対応し、常に学び続ける探究心及び向上心 		
		指導力	教科等に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり (計画・実践)
保健管理 保健教育 【養護教諭】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・ 学級担任等と連携した保健教育
食に関する指導 【栄養教諭】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・ 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の成長や発達についての理解 ・ 生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・ 児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・ 保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援 	
	健康相談 【養護教諭】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談
多様性への理解と教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の多様性と特別な教育的ニーズを有する児童生徒への理解 ・ 特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践を踏まえた児童生徒の多様性と個々のニーズ^{※2}についての理解 ・ 児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携 	
マネジメント力	学級・学年経営及び学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・ 学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・ 安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底 	
	保健室経営 保健組織活動 【養護教諭】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標を理解した保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・ 保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画 	
	学校給食の管理 【栄養教諭】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践 	
	同僚との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の一員として求められる役割の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・ 自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組 	
	地域社会との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会との連携の必要性に関する理解 ・ 郷土の歴史や文化、自然等に対する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会との情報共有、連携・協働 	
ICT、情報・教育データ活用力		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報・教育データの利活用に関する基礎知識 ・ デジタル・シティズンシップ教育に関する基礎知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した授業づくり ・ 情報・教育データを活用した個々の児童生徒の学習の改善 ・ デジタル・シティズンシップ教育の理解と実践 ・ 校務の効率化に向けたICT活用の提案 	

基 礎 的

※1 子どもの権利…個人の尊重、差別の禁止、教育を受ける権利、福祉に係る権利、意見表明権・社会的活動への参画権、最善の利益の優先など

※3 基礎的スキル…端末やソフトウェア・アプリ等が更新された場合でも対応するための技術的能力

ざす教員像

良い実践を追い求める教員

○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員

据え、教育課題に挑戦し続ける教員

○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

上に関する指標

向上・発展期 概ね採用6年目から15年目まで	充実期 概ね採用16年目以降
実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。	専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。
・ 評価・省察・改善)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・ 児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・ 自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・ 授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善 ・ 学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・ 児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 ・ 学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・ 発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食を生きた教材として組織的に活用する際の指導・助言 ・ 関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・ 児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・ 保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 ・ 教育活動全体を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・ 関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・ 児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に対する指導や支援 ・ 児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・ 学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・ 学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・ 学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・ 学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康課題解決のための的確な保健室経営計画の作成と保健室経営 ・ 活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・ 保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整 ・ 経験に応じた役割の理解と指導や助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の学年や分掌との連絡調整 ・ OJT(日常的な職場内研修)の推進を図る体制づくりと指導的役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会、学校間の連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進
ス キ ル ※3	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 ・ 情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・ デジタル・シティズンシップ教育の推進 ・ 校務の効率化に向けたICT活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進 ・ 情報・教育データを活用した学校全体の教育活動の改善 ・ デジタル・シティズンシップ教育の体系的な推進と充実 ・ ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進

※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等

校長及び教頭の資質向上に関する指標

職		校長	教頭
観点			
人間力	管理職としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・ 教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・ リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心 	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・ 特色ある教育課程の編成と進行状況の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・ 特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
マネジメント力	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の効率的な経営、検証・改善 ・ 組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・ 個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・ 効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・ 組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・ 教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・ 日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・ 危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・ 学校安全マニュアルの周知・徹底 ・ 危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
	連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・ 経営者としての説明責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・ 家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

東青教育事務所（運転免許センター 2階）

〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4

T E L : 017-764-0766(総務課)・0784(教育課)

F A X : 017-764-6727

E-mail : E-TOSEI@pref.aomori.lg.jp